

丹波篠山市国民健康保険
第3期 データヘルス計画
第4期 特定健康診査等実施計画（案）

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度



令和6年3月
兵庫県丹波篠山市

第1章 基本的事項	6
1 計画の概要	6
(1) 計画策定の趣旨	6
(2) 計画の位置づけ	7
(3) 標準化の推進	7
(4) 計画の期間	7
(5) 実施体制・関係者との連携	7
2 第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の評価	8
(1) 保健事業の実施状況	8
(2) 第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画に係る考察	8
第2章 丹波篠山市の現状	9
1 丹波篠山市の概況	9
(1) 人口構成、産業構成	9
(2) 平均寿命・健康寿命	11
2 丹波篠山市国民健康保険の概況	12
(1) 被保険者構成	12
第3章 丹波篠山市国民健康保険の医療費・健康状況等に関する現状分析	14
1 死亡の状況	14
(1) 標準化死亡比（SMR・EBSMR）（悪性新生物、生活習慣病も含む）	14
(2) 疾病別死亡者数・割合	16
2 医療費の状況	18
(1) 医療機関受診状況（外来、入院、歯科）	18
(2) 医療費総額、一人当たり医療費（外来、入院、歯科）	20
(3) 疾病別医療費	23
(4) 高額医療費の要因	30
3 生活習慣病の医療費の状況	34
(1) 生活習慣病医療費	34
(2) 生活習慣病有病者数、割合	38
(3) 生活習慣病治療状況	42
4 特定健診・特定保健指導、生活習慣の状況	44
(1) 特定健診受診者数・受診率	44
(2) 有所見者の状況	46
(3) メタボリックシンドローム該当者・予備群人数、割合	51
(4) 特定保健指導実施率・効果と推移	55
5 生活習慣の状況	60

(1) 健診質問票結果とその比較	60
6 がん検診の状況	62
7 介護の状況（一体的実施の状況）	63
(1) 要介護（要支援）認定者人数・割合	63
(2) 新規認定者数介護度	64
(3) 介護保険サービス利用者人数	64
(4) 要介護（要支援）認定者有病率	65
(5) 要介護(要支援)認定者の年代別有病率	66
8 その他の状況	67
(1) 頻回重複受診者の状況	67
(2) ジェネリック普及状況	68

第4章 現状のまとめ 健康課題の明確化

1 健康課題の整理	69
(1) 第3期データヘルス計画で取り組むべき課題	69
(2) 第3期データヘルス計画で取り組むべき課題（目的）ごとに対応する個別保健事業	70
(3) 課題ごとの目標設定	71
2 計画全体の整理	72
(1) 第3期データヘルス計画の大目的	72
(2) 個別目的と対応する個別保健事業	72

第5章 保健事業の内容

1 個別保健事業計画 目標設定	73
(1) 特定健康診査及び特定健康診査未受診者対策事業	73
(2) 特定保健指導及び特定保健指導未利用者勧奨事業	74
(3) 健康診査異常値放置者受診勧奨事業	75
(4) 糖尿病性腎症重症化予防（未治療者）	76
(5) 糖尿病性腎症重症化予防（中断者）	77
(6) 糖尿病性腎症重症化予防（治療中者）	78
(7) 糖尿病重症化予防	79
(8) 健診受診者への健康づくり講演会	80
(9) 歯周病検診未受診者対策事業	81
(10) 受診行動適正化指導事業	82
(11) ジェネリック医薬品差額通知事業	83

第6章 計画の評価・見直し

1 評価の時期	84
(1) 個別事業計画の評価・見直し	84
(2) 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し	84

第7章 計画の公表・周知	84
1 計画の公表・周知	84

第8章 個人情報の取扱い	85
1 個人情報の取り扱い	85

第9章 第4期 特定健康診査等実施計画	86
1 計画の背景・趣旨	86
(1) 計画策定の背景・趣旨	86
(2) 特定健康診査・特定保健指導を巡る国の動向	86
2 第3期計画における目標達成状況	87
(1) 全国の状況	87
(2) 丹波篠山市の状況	89
3 計画目標	94
(1) 国の示す目標	94
(2) 丹波篠山市の目標	94
4 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	96
(1) 特定健康診査	96
(2) 特定保健指導	97
5 受診率・実施率向上に向けた主な取組	99
(1) 特定健康診査	99
(2) 特定保健指導	99
6 その他	100
(1) 計画の公表・周知	100
(2) 個人情報の保護	100
(3) 実施計画の評価及び見直し	100

第10章 参考資料	101
1 用語集	101

第1章 基本的事項

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされた。これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施、評価、改善等を行うものとされた。

その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」において、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、令和3年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2021」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を検討するとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI（重要業績評価指標）の設定を推進する。」と示された。

こうした背景を踏まえ、丹波篠山市では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、データヘルス計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行うこととする。

(2) 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者等が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査（以下「特定健診」という。）と特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康及び医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものである。

また、本計画は健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、健康増進計画(健康ささやま21計画)や高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等と、調和のとれたものとする。

(3) 標準化の推進

データヘルス計画が都道府県レベルで標準化されることにより、共通の評価指標による域内保険者の経年的なモニタリングができるようになるほか、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することで、これらの業務負担が軽減されることが期待されている。丹波篠山市では、兵庫県等の方針を踏まえ、データヘルス計画を運用することとする。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024）から令和11年度（2029）までの6年間とする。

(5) 実施体制・関係者との連携

丹波篠山市では、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、国保担当課と健康診査担当課が連携し、その他関係部局や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。計画策定後は、計画に基づき効果的・効率的な保健事業を実施して、個別の保健事業の評価や計画の評価をし、必要に応じて計画の見直しや次期計画に反映させる。また、後期高齢者医療担当や介護保険、生活保護担当課（福祉事務所等）と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開する。

計画の策定等に当たっては、共同保険者である都道府県のほか、国保連や国保連に設置される保健事業支援・評価委員会、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、歯科衛生士会等の保健医療関係者等、保険者協議会、後期高齢者医療広域連合、健康保険組合等の他の医療保険者、地域の医療機関や大学等の社会資源等と連携、協力する。

2 第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の評価

(1) 保健事業の実施状況

個別目的	対応する個別保健事業	達成状況 ※	継続可否
健康に無関心な人が多い (健康に無関心な人を減らす)	・ 健診受診者への健康づくり講演会	B	- 継続
生活習慣病のリスク未把握者が多い (生活習慣病のリスク未把握者を減らす)	・ 特定健康診査未受診者対策事業 ・ 未受診者の特性に応じた通知勧奨および 電話勧奨事業	C	- 継続
メタボ該当・予備群割合が多い (メタボ該当・予備群割合を減らす)	・ 特定保健指導	C	- 継続
受診勧奨値を超える人が多い (受診勧奨値を超える人を減らす)	・ 健康診査異常者放置者受診勧奨事業 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業(未治療者) ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業(中断者) ・ 糖尿病重症化予防事業(未治療者)	B C C B	- 継続 - 継続
歯に問題がある人が多い (歯に問題がある人を減らす)	・ 歯周病検診未受診者対策事業	B	- 継続
後発医薬品の普及割合が低い (後発医薬品の普及割合を上げる)	・ ジェネリック医薬品差額通知事業	B	- 継続
不適切受診・服薬者が多い (不適切受診・服薬者を減らす)	・ 受診行動適正化指導事業	B	- 継続

※達成状況 A:目標を達成・B:目標は達成できなかったが目標に近い成果有・C:目標は達成できなかったがある程度の効果あり・D:効果があるとは言えない・E:評価困難

(2) 第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画に係る考察

各事業の達成状況について、目標値は達成できなかったが、目標値に近い成果があった事業を達成状況「B」とし、ある程度の効果があった事業を達成状況「C」とした。

また、各事業の継続については、事業の実施方法が定着し一定の効果を上げている「健康診査異常値放置者受診勧奨事業」「歯周病検診未受診者対策事業」「ジェネリック医薬品差額通知事業」は令和6年度以降もこのまま継続し、その他事業については、事業内容や対象抽出基準などの見直しを行い継続していく。

第2章 丹波篠山市の現状

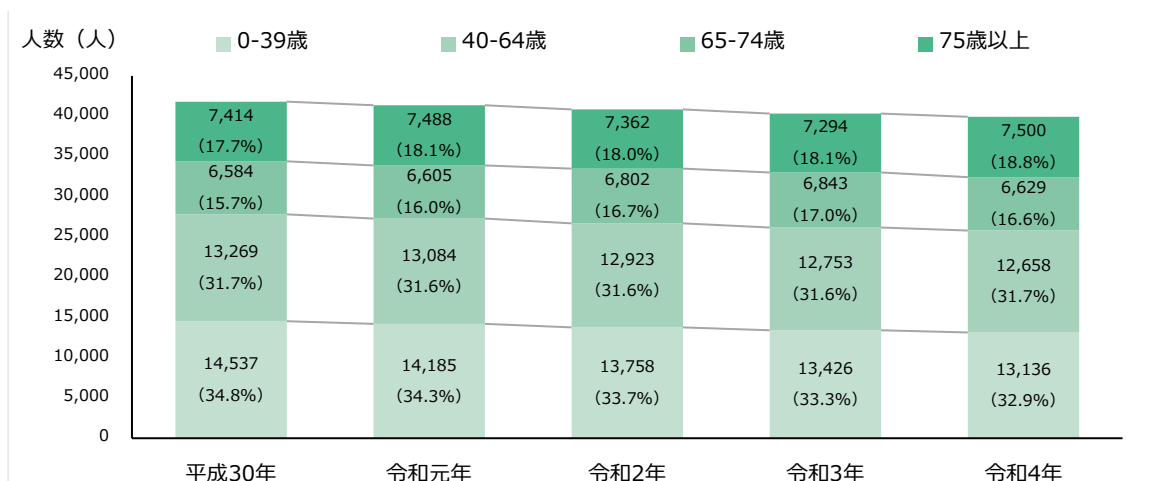
1 丹波篠山市の概況

(1) 人口構成、産業構成

① 人口構成

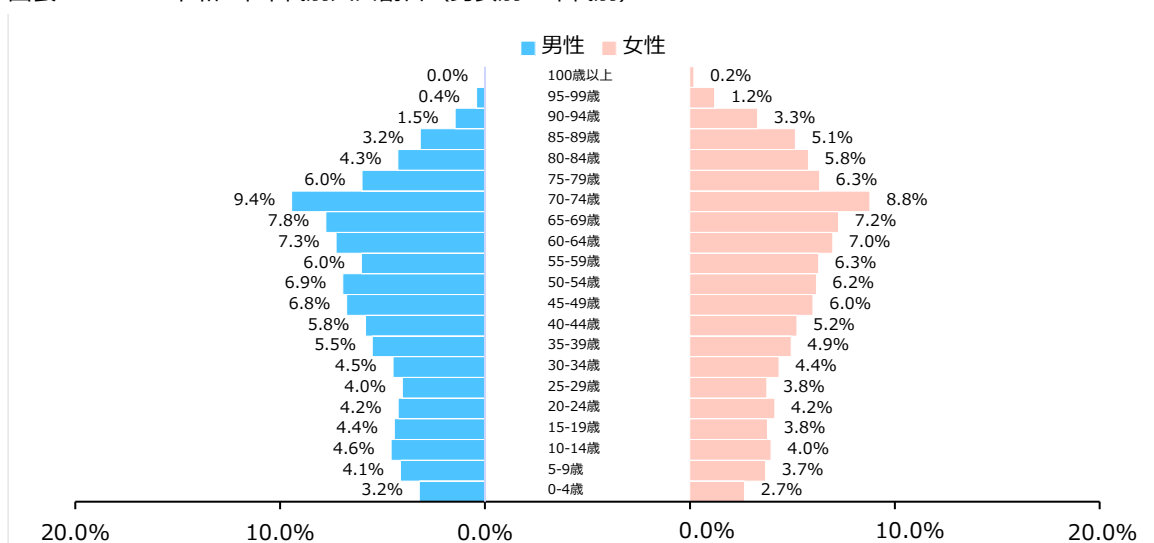
令和4年度の総人口は39,923人で、平成30年度と比較して年々減少している（図表2-1-1-1）。特に、0-39歳の割合が平成30年と比較して減少しており65歳以上の割合は増加している。男女ともに最も割合の大きい年代は70-74歳である（図表2-1-1-2）。

図表2-1-1-1：人口の経年変化



e-Stat住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 平成30年から令和4年

図表2-1-1-2：令和4年年代別人口割合（男女別・年代別）



【出典】 e-Stat住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 令和4年

② 産業構成

産業構成の割合は、県と比較して第一次・第二次産業の比率が高いが、第一次産業については、平成27年と比較し、減少している（図表2-1-1-3）。

図表2-1-1-3：産業構成（平成27年度、他保険者との比較）

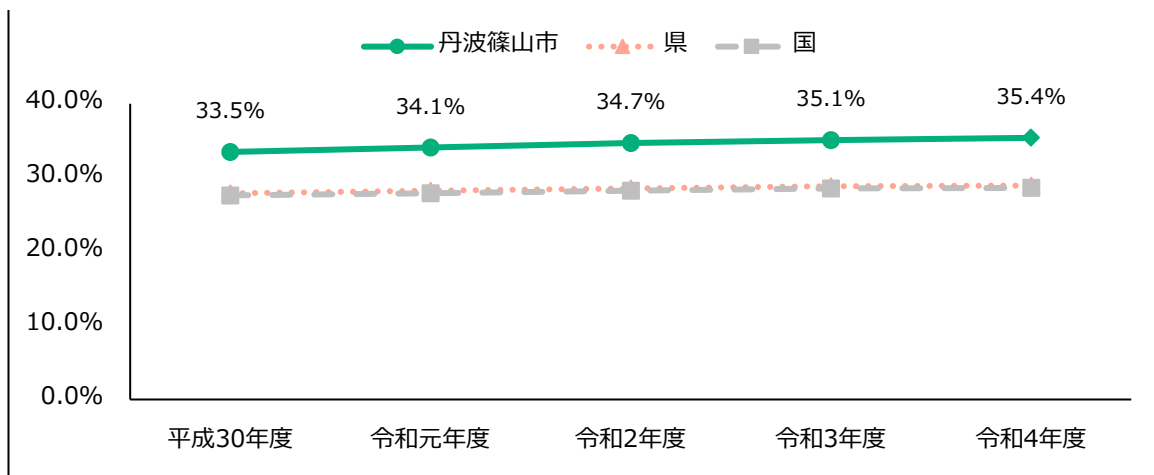
	丹波篠山市		兵庫県	国
	平成27年	令和2年	令和2年	
第一次産業	12.1%	11.4%	1.8%	3.2%
第二次産業	26.8%	27.4%	24.8%	23.4%
第三次産業	61.1%	61.2%	73.4%	73.4%

【出典】国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果 平成27年・令和2年

③ 高齢化率

令和4年度の高齢化率は35.4%であり、県・国と比較すると高い。また、平成30年度と比較すると高齢化率は増加している（図表2-1-1-4）。

図表2-1-1-4：高齢化率（経年変化）



【出典】e-Stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 平成30年から令和4年

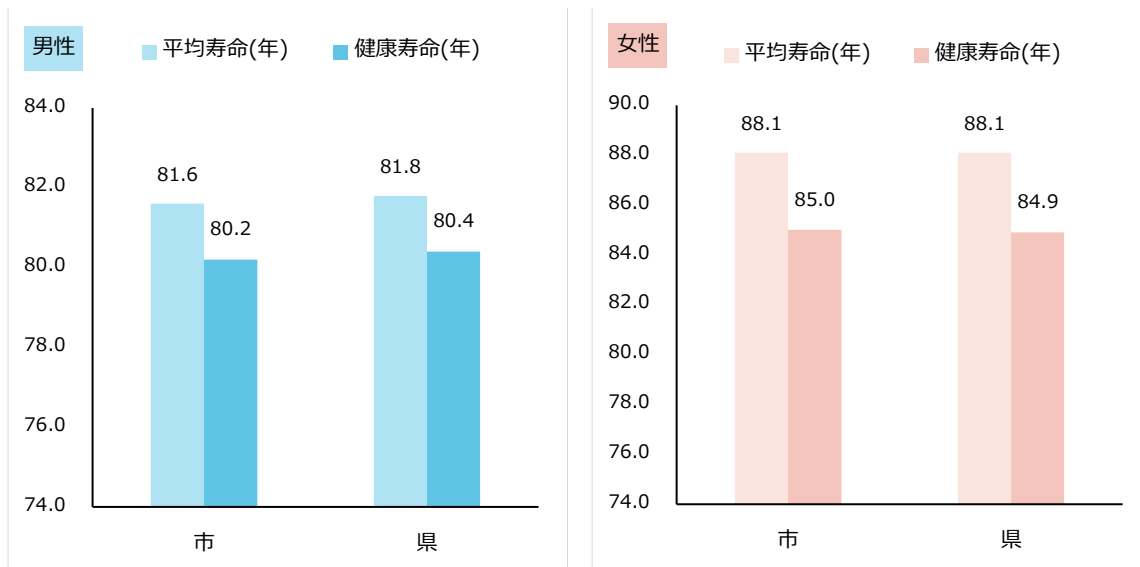
	人口	高齢者（65歳以上）			
		丹波篠山市		県	国
		人数	割合	割合	割合
平成30年度	41,804	13,998	33.5%	27.9%	27.6%
令和元年度	41,362	14,093	34.1%	28.2%	27.9%
令和2年度	40,845	14,164	34.7%	28.5%	28.2%
令和3年度	40,316	14,137	35.1%	28.8%	28.5%
令和4年度	39,923	14,129	35.4%	28.9%	28.6%

【出典】KDB帳票 S21_006-被保険者構成 平成30年度から令和4年度 e-Stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 平成30年から令和4年

(2) 平均寿命・健康寿命

男性の平均寿命は県と比較して短い。また、女性の平均寿命は県と比較して、同程度である。
男性の健康寿命は県と比較して短い、女性の健康寿命は県と比較して長い。

図表2-1-2-1：平均寿命と健康寿命



【出典】兵庫県 令和2年健康寿命算定結果総括表

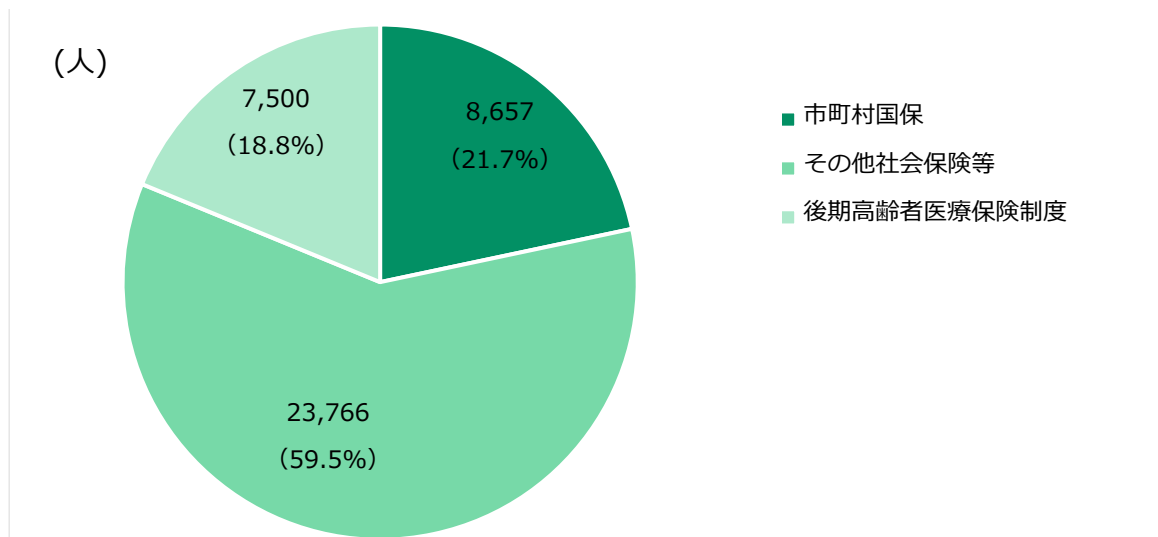
2 丹波篠山市国民健康保険の概況

(1) 被保険者構成

保険制度別人口は、全体の21.7%が国民健康保険に加入している（図表2-2-1-1）。また、国保加入者数は、平成30年度以降減少傾向にあり、年代別で見ると65-74歳の割合は増加している（図表2-2-1-2）。

男女別の被保険者構成割合は、男女ともに70-74歳の割合が最も多く、男性では被保険者の15.2%を占め、女性では被保険者の16.3%を占める（図表2-2-1-3）。

図表2-2-1-1：令和4年度保険制度別人口



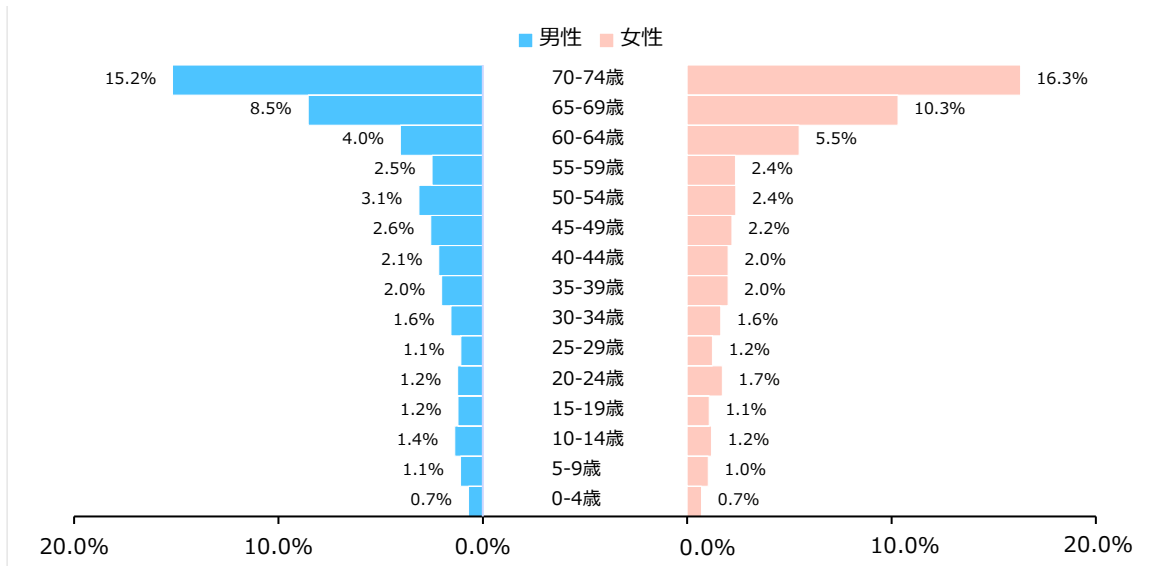
【出典】KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和4年度
e-Stat住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 令和4年

図表2-2-1-2：令和4年度国保加入者数の経年変化

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
0-39歳	2,023	(21.1%)	2,022	(21.6%)	1,971	(21.1%)	1,802	(19.9%)	1,807	(20.9%)
40-64歳	2,871	(30.0%)	2,721	(29.0%)	2,660	(28.4%)	2,563	(28.3%)	2,491	(28.8%)
65-74歳	4,676	(48.9%)	4,629	(49.4%)	4,730	(50.5%)	4,677	(51.7%)	4,359	(50.4%)
国保加入者数	9,570	(100%)	9,372	(100%)	9,361	(100%)	9,042	(100%)	8,657	(100%)
市_総人口	41,804		41,362		40,845		40,316		39,923	
市_国保加入率	22.9%		22.7%		22.9%		22.4%		21.7%	
県_国保加入率	21.0%		20.4%		20.3%		19.9%		19.1%	
国_国保加入率	22.0%		21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	

【出典】KDB帳票 S21_006-被保険者構成 平成30年度から令和4年度
e-Stat住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 平成30年から令和4年

图表2-2-1-3：令和4年度被保険者構成割合（男女別・年代別）



【出典】KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和4年度

第3章 丹波篠山市国民健康保険の医療費・健康状況等に関する現状分析

1 死亡の状況

(1) 標準化死亡比（SMR・EBSMR）（悪性新生物、生活習慣病も含む）

① 男性における標準化死亡比

国の平均を100とした標準化死亡比（EBSMR）において、100を上回り、かつ県よりも高い死因は、男性では、「悪性新生物（気管、気管支及び肺）」「脳血管疾患」「老衰」「自殺」である（図表3-1-1-2）。

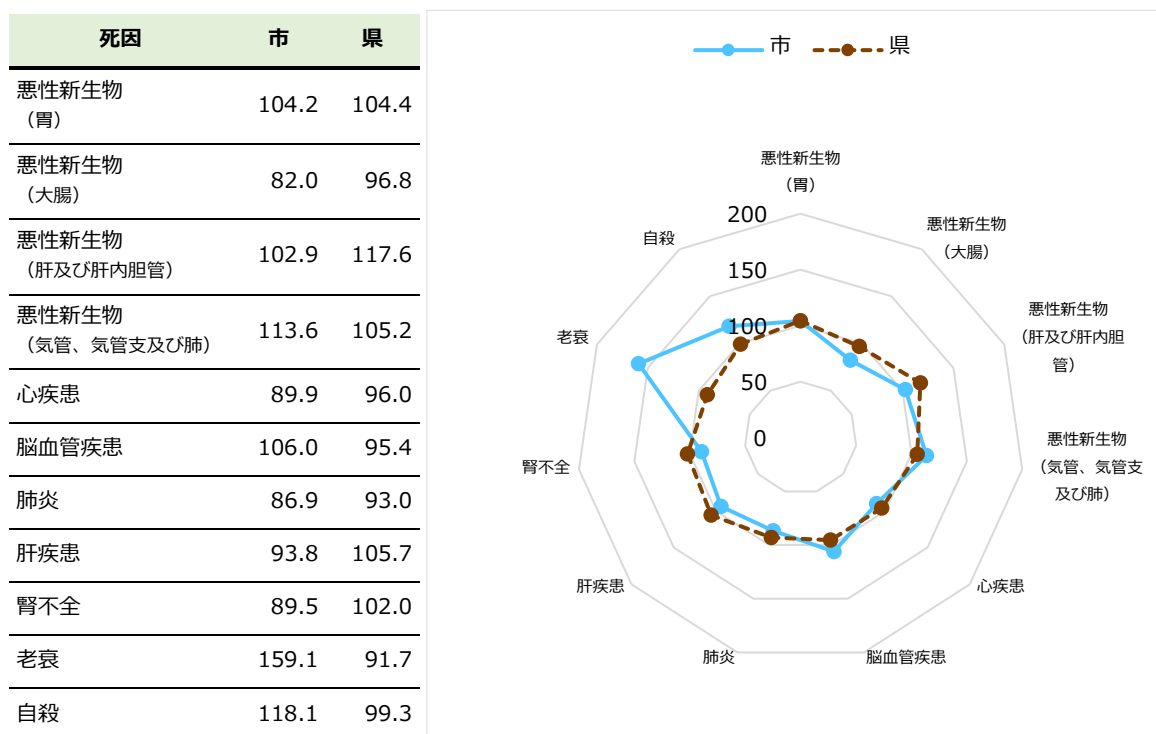
※EBSMRについて、有意水準は記載していない。

図表3-1-1-1：SMR（男性）

	悪性新生物<腫瘍>	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患
丹波篠山市	95.4	88.1	109.2
県	102.7	96.0	95.4
国	100.0	100.0	100.0

【出典】 e-Stat人口動態統計 平成25年から平成29年

図表3-1-1-2：EBSMR（男性）



【出典】 e-Stat人口動態統計 平成25年から平成29年

② 女性における標準化死亡比

国の平均を100とした標準化死亡比（EBSMR）において、100を上回り、かつ県よりも高い死因は、女性では、「悪性新生物（肝及び肝内胆管）」「悪性新生物（気管、気管支及び肺）」「老衰」である（図表3-1-1-4）。

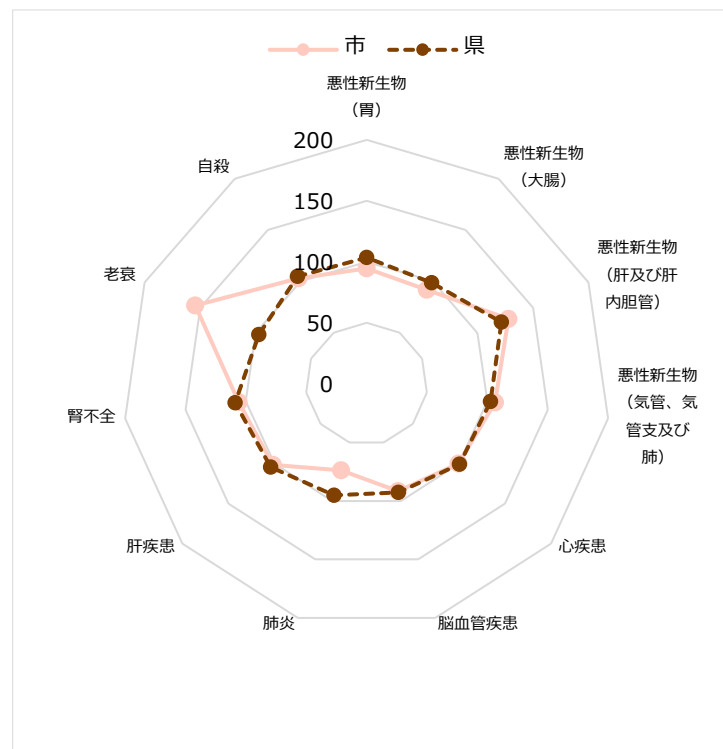
図表3-1-1-3：SMR（女性）

	悪性新生物<腫瘍>	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患
丹波篠山市	92.7	99.7	91.5
県	101.5	100.8	92.7
国	100.0	100.0	100.0

【出典】 e-Stat人口動態統計 平成25年から平成29年

図表3-1-1-4：EBSMR（女性）

死因	市	県
悪性新生物（胃）	94.6	103.5
悪性新生物（大腸）	91.6	98.5
悪性新生物（肝及び肝内胆管）	127.8	121.5
悪性新生物（気管、気管支及び肺）	106.4	102.6
心疾患	99.9	100.8
脳血管疾患	91.7	92.7
肺炎	73.9	95.2
肝疾患	101.6	104.1
腎不全	106.0	108.9
老衰	154.4	97.2
自殺	103.0	104.6



【出典】 e-Stat人口動態統計 平成25年から平成29年

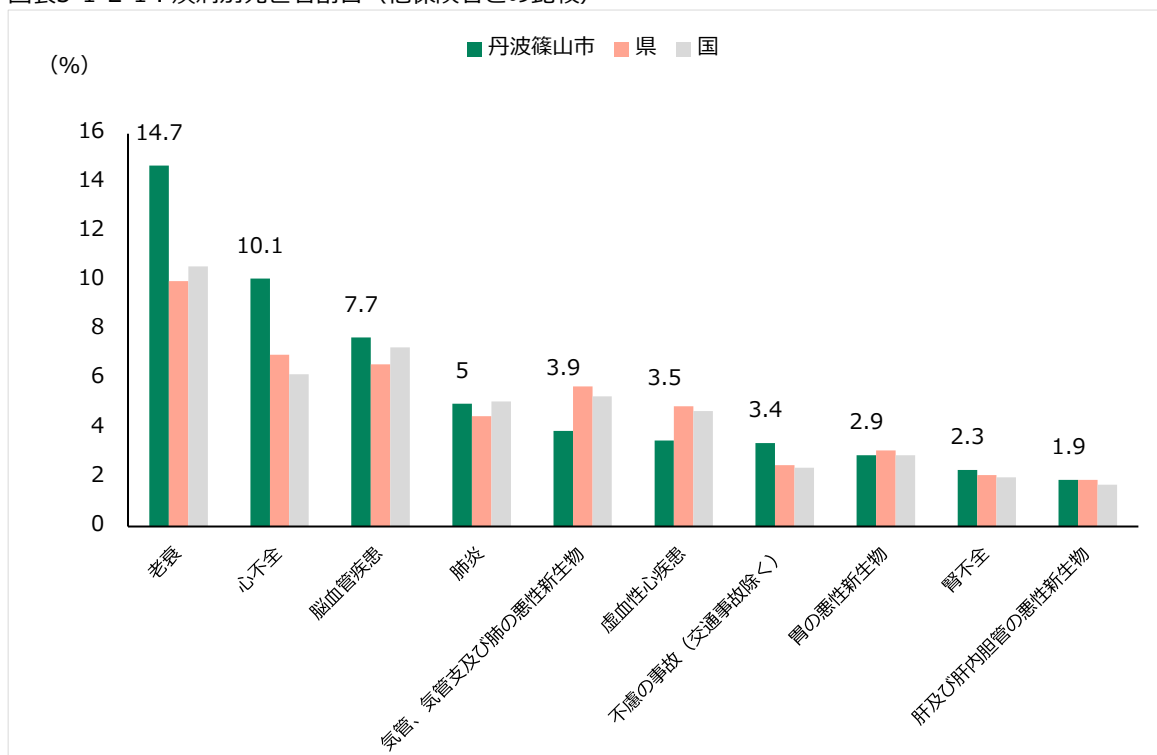
(2) 疾病別死亡者数・割合

令和3年の死亡総数に占める割合が大きい疾病の第1位は「老衰」（14.7%）であり、県・国と比較すると割合が高い（図表3-1-2-1）。

次いで第2位は「心不全」（10.1%）であり、県・国と比較すると割合が高く、第3位は「脳血管疾患」（7.7%）であり、県・国と比較すると割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第6位（3.5%）、「脳血管疾患」は第3位（7.7%）、「腎不全」は第9位（2.3%）となっている。

図表3-1-2-1：疾病別死亡者割合（他保険者との比較）



【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

図表3-1-2-2 :

順位	死因	丹波篠山市		県	国
		死亡者数(人)	割合		
1位	老衰	91	14.7%	10.0%	10.6%
2位	心不全	63	10.1%	7.0%	6.2%
3位	脳血管疾患	48	7.7%	6.6%	7.3%
4位	肺炎	31	5.0%	4.5%	5.1%
5位	気管、気管支及び肺の 悪性新生物	24	3.9%	5.7%	5.3%
6位	虚血性心疾患	22	3.5%	4.9%	4.7%
7位	不慮の事故(交通事故 除く)	21	3.4%	2.5%	2.4%
8位	胃の悪性新生物	18	2.9%	3.1%	2.9%
9位	腎不全	14	2.3%	2.1%	2.0%
10位 ※同 率	肝及び肝内胆管の悪性 新生物	12	1.9%	1.9%	1.7%
-	その他	277	44.6%	51.7%	51.8%
-	死亡総数	621	-	-	-

【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

2 医療費の状況

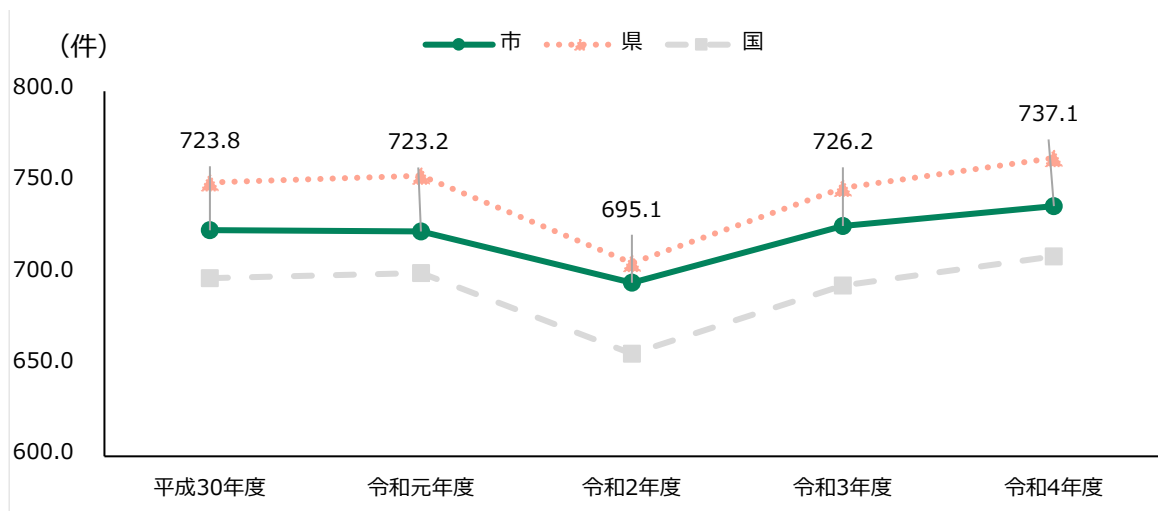
(1) 医療機関受診状況（外来、入院、歯科）

令和4年度の外来受診率は、県と比較すると低い。令和2年度はコロナ禍の影響もあり受診率は低下しているが令和3年度以降は上昇し、平成30年度と比較すると受診率は高くなっている（図表3-2-1-1）。

入院受診率では、県・国と比較すると高く、平成30年度と比較すると徐々に受診率は高くなっている（図表3-2-1-2）。

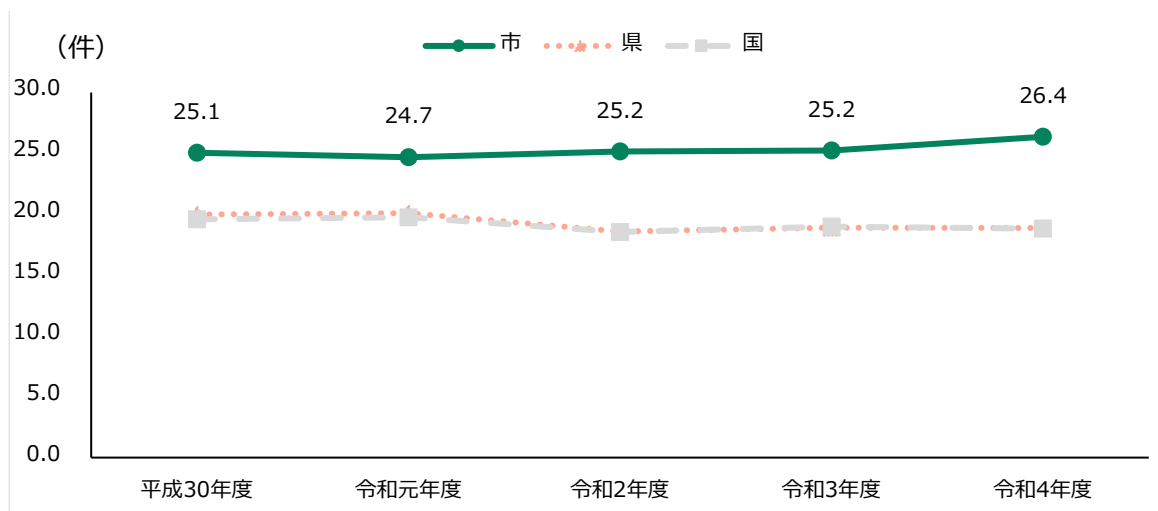
歯科受診率では、県・国と比較すると高いが、令和2年度にコロナ禍の影響により受診率は低下しその後上昇してきているが、平成30年度と比較すると受診率は低くなっている（図表3-2-1-3）。

図表3-2-1-1：外来の受診率の経年推移・他保険者との比較



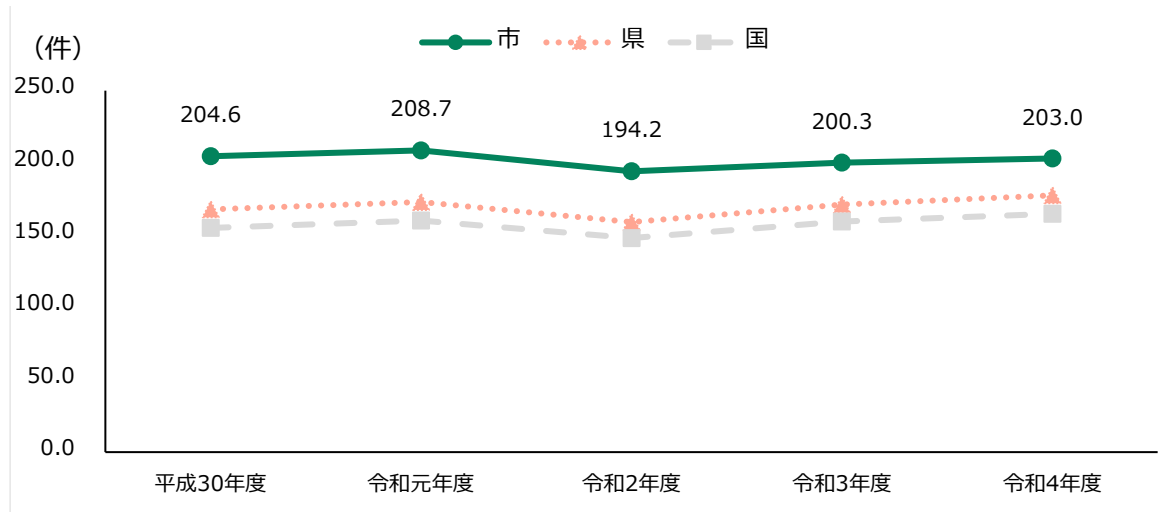
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 累計 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-1-2：入院の受診率の経年推移・他保険者との比較



【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-1-3：歯科の受診率の経年推移・他保険者との比較



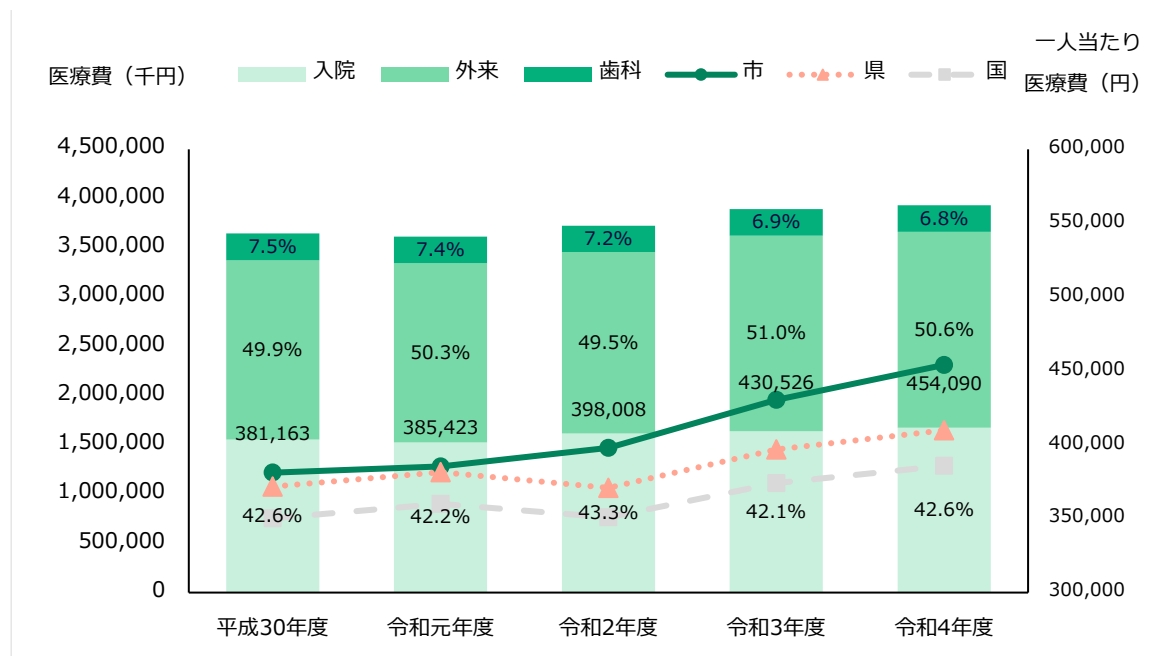
【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

(2) 医療費総額、一人当たり医療費（外来、入院、歯科）

令和4年度の医療費総額は約39億3,105万円であり、平成30年度と比較すると増加している。入院・外来医療費を平成30年度と比較すると増加しており、歯科は減少している。（図表3-2-2-1）。

一人当たり医療費で、外来医療費は平成30年度では県・国を下回っていたが令和4年度では県平均並みに増加している。また、入院・歯科の一人当たり医療費は、県・国と比較すると高く、平成30年度と比較して増加している。

図表3-2-2-1：医療費総額の経年変化

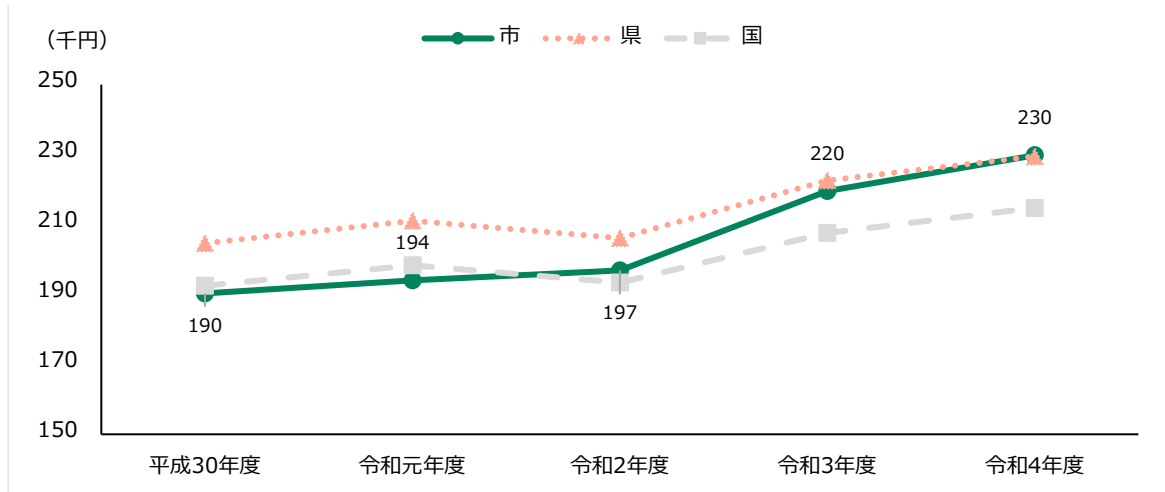


※グラフ内の％は、総医療費に対する割合を示す。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療費 (千円)					
総額	3,647,728	3,612,189	3,725,755	3,892,816	3,931,053
入院	1,553,222	1,525,696	1,614,534	1,639,013	1,673,735
外来	1,821,110	1,818,438	1,842,963	1,985,145	1,989,204
歯科	273,396	268,055	268,258	268,658	268,114
一人当たり医療費 (円)					
丹波篠山市	381,163	385,423	398,008	430,526	454,090
県	371,655	381,491	370,863	396,880	409,854
国	350,272	360,110	350,944	374,029	385,812

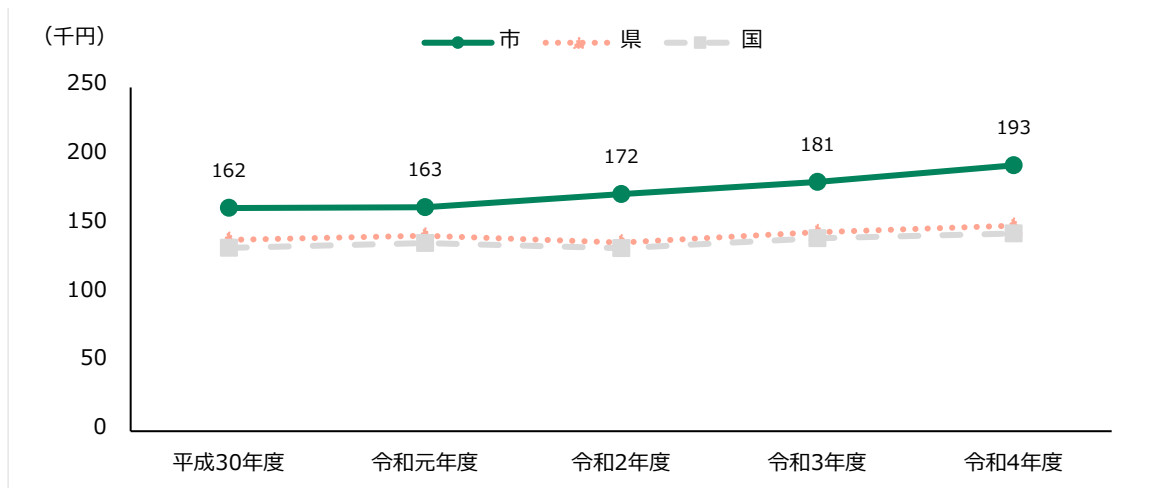
【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-2-2：一人当たり外来医療費の経年変化・他保険者との比較



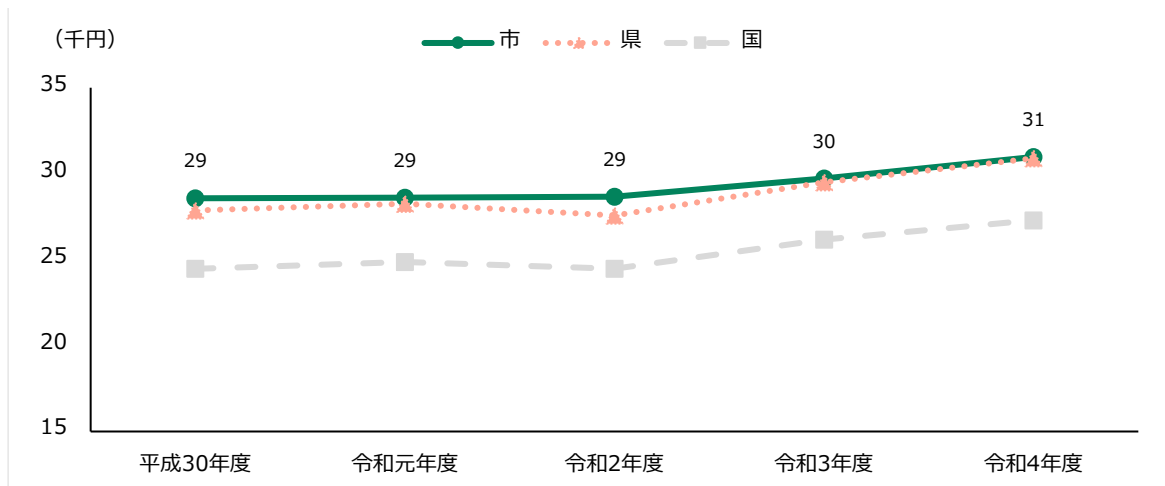
【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-2-3：一人当たり入院医療費の経年変化・他保険者との比較



【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-2-4：一人当たり歯科医療費の経年変化・他保険者との比較



【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-2-5：医療費の3要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）入院・外来（他保険者との比較）

入院	丹波篠山市	国	兵庫県
一人当たり年間医療費（円）	193,340	143,780	149,480
受診率（件／千人）	26.4	18.8	18.9
一件当たり日数（日）	16.4	16.0	15.6
一日当たり医療費（円）	36,360	38,730	41,180

外来	丹波篠山市	国	兵庫県
一人当たり年間医療費（円）	229,780	214,740	229,490
受診率（件／千人）	737.1	709.6	763.4
一件当たり日数（日）	1.5	1.5	1.5
一日当たり医療費（円）	16,910	16,500	16,050

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

図表3-2-2-6：医療費の3要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）歯科（他保険者との比較）

歯科	丹波篠山市	国	兵庫県
一人当たり年間医療費（円）	30,970	27,290	30,890
受診率（件／千人）	203.0	164.8	177.6
一件当たり日数（日）	1.5	1.7	1.6
一日当たり医療費（円）	8,460	8,070	8,590

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

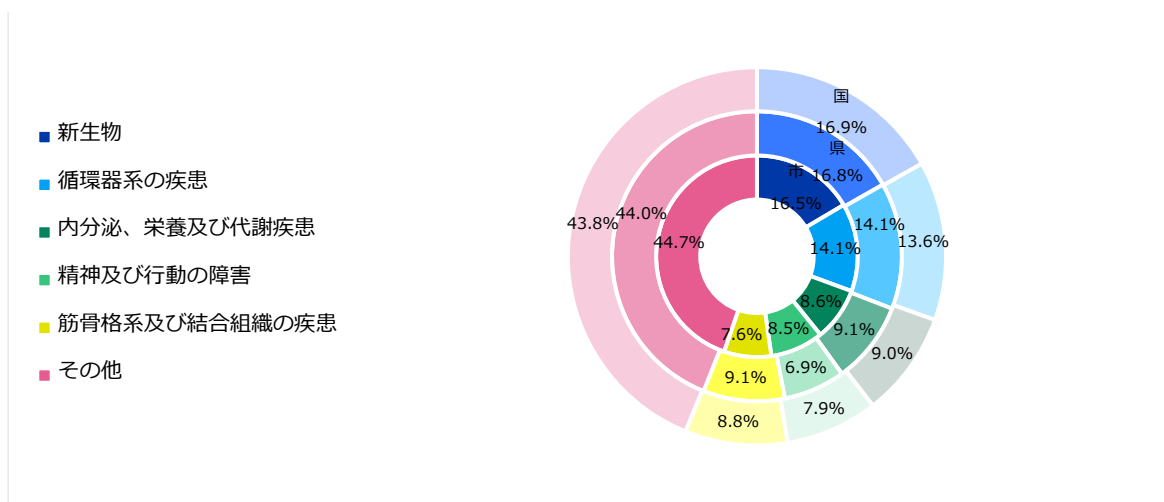
(3) 疾病別医療費

① 大分類の疾病別医療費

令和4年度の疾病大分類別医療費において、医療費が最も高い疾病は「新生物」で、年間医療費は約6億200万円で総医療費に占める割合は（16.5%）である。次いで高いのは「循環器系の疾患」で約5億1,600万円（14.1%）である。これら2疾病で総医療費の30.6%を占めている（図表3-2-3-1）。

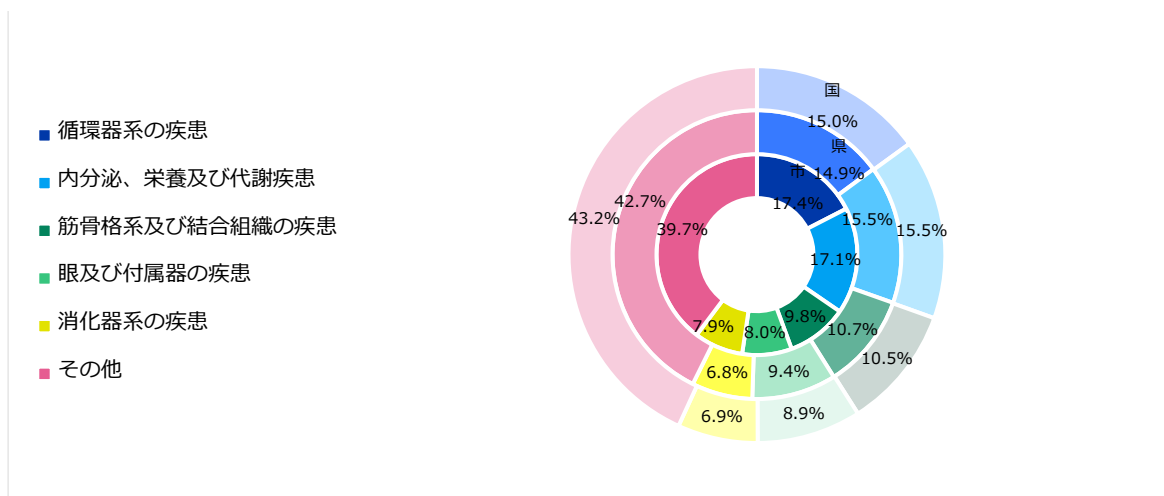
また、「その他」を除いたレセプト件数において、レセプト件数が最も多い疾病は「循環器系の疾患」で、レセプト件数に占める割合は17.4%である。次いで高いのは「内分泌、栄養及び代謝疾患」（17.1%）で、これらの疾病で総レセプト件数の34.5%を占めている（図表3-2-3-2）。

図表3-2-3-1：疾病大分類別医療費の割合（他保険者との比較）



【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

図表3-2-3-2：疾病大分類別レセプト件数の割合（他保険者との比較）



【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

図表3-2-3-3：疾病大分類別医療費

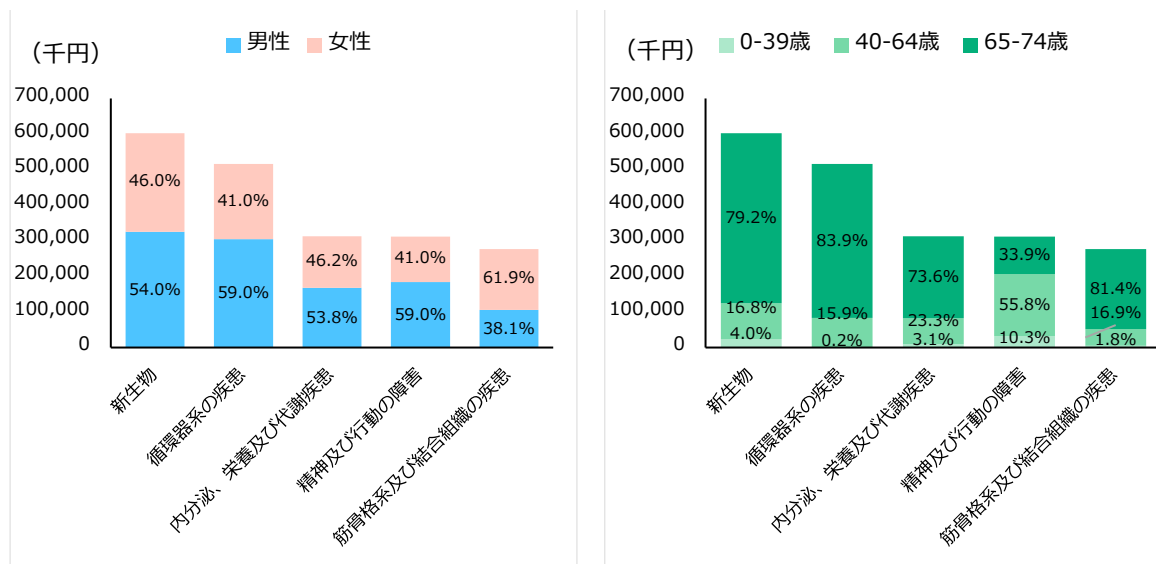
順位	疾病名	医療費 (千円)	割合 (医療費)	レセプト 件数	割合 (レセプト件数)	千人当たり レセプト件数	レセプト一件 当たり医療費 (円)
1位	新生物	602,295	16.5%	2,994	3.7%	345.8	201,167
2位	循環器系の疾患	515,530	14.1%	14,214	17.4%	1641.9	36,269
3位	内分泌、栄養及び代謝疾患	312,351	8.6%	13,971	17.1%	1613.8	22,357
4位	精神及び行動の障害	311,918	8.5%	4,249	5.2%	490.8	73,410
5位	筋骨格系及び結合組織の疾患	277,136	7.6%	7,999	9.8%	924.0	34,646
6位	神経系の疾患	270,593	7.4%	3,480	4.3%	402.0	77,757
7位	尿路器系の疾患	236,583	6.5%	3,240	4.0%	374.3	73,019
8位	消化器系の疾患	216,128	5.9%	6,426	7.9%	742.3	33,633
9位	呼吸器系の疾患	189,491	5.2%	4,516	5.5%	521.7	41,960
10位	眼及び付属器の疾患	134,735	3.7%	6,503	8.0%	751.2	20,719
11位	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	105,026	2.9%	230	0.3%	26.6	456,633
12位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	102,752	2.8%	1,445	1.8%	166.9	71,109
13位	皮膚及び皮下組織の疾患	75,716	2.1%	4,041	5.0%	466.8	18,737
14位	感染症及び寄生虫症	69,436	1.9%	1,921	2.4%	221.9	36,146
15位	症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	39,520	1.1%	879	1.1%	101.5	44,960
16位	耳及び乳様突起の疾患	10,574	0.3%	740	0.9%	85.5	14,289
17位	妊娠、分娩及び産じょく	6,483	0.2%	73	0.1%	8.4	88,813
18位	先天奇形、変形及び染色体異常	3,057	0.1%	38	0.0%	4.4	80,451
19位	周産期に発生した病態	1,359	0.0%	12	0.0%	1.4	113,269
-	その他	170,675	4.7%	4,540	5.6%	524.4	37,594
-	総計	3,651,360	-	-	-	-	-

【出典】 KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

疾病大分類別医療費の上位5位の疾病において、「新生物」「循環器系の疾患」「内分泌、栄養及び代謝疾患」「精神及び行動の障害」は男性の割合が多く、「筋骨格系及び結合組織の疾患」は女性の割合が多い（図表3-2-3-4）。

年代別では、「精神及び行動の障害」は40-64歳の割合が多く、「新生物」「循環器系の疾患」「内分泌、栄養及び代謝疾患」「筋骨格系及び結合組織の疾患」は65-74歳の割合が多い。

図表3-2-3-4：疾病大分類別医療費上位5位（男女別・年代別）



【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類） 令和4年度 累計

② 中分類の疾病別医療費上位10位

疾病中分類別入院医療費において、医療費が最も高い疾病は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」であり、年間医療費は約1億4,800万円で入院医療費に占める割合は8.8%である。

また、要介護の原因となる脳梗塞や関節症では、医療費・レセプト件数ともに県・国と比較して高い（図表3-2-3-5）。

男女別・年代別において、男性では「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の医療費が最も高く、なかでも40-64歳が多くを占めている。女性では「悪性リンパ腫」の医療費が最も高く、なかでも65-74歳が多くを占めている。

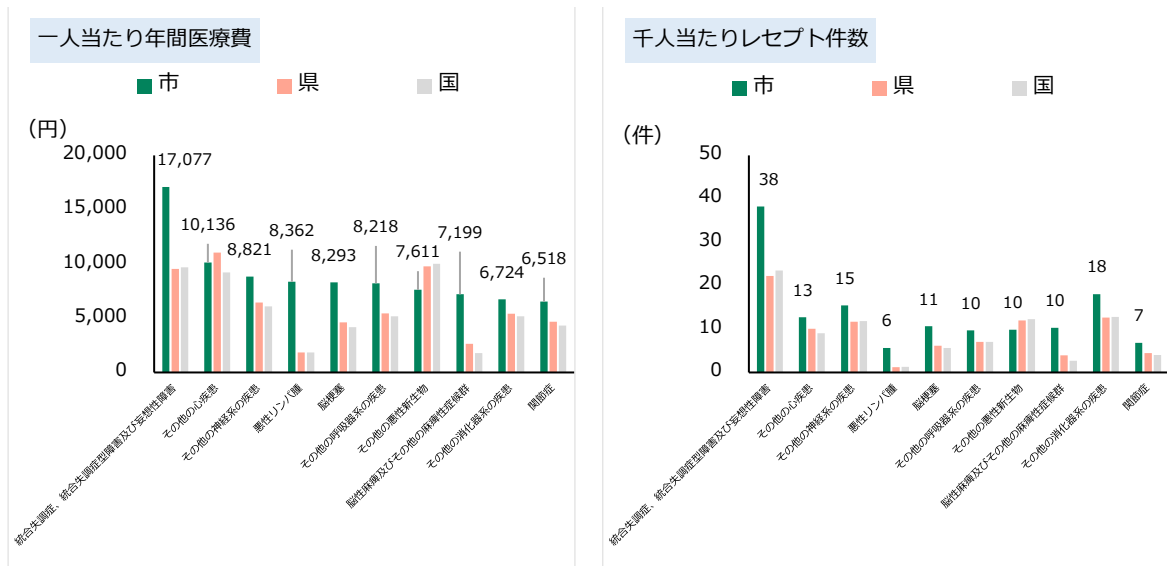
脳梗塞は男性で上位を占め、関節症は女性で上位に位置している（図表3-2-3-7）。

図表3-2-3-5：疾病中分類別入院医療費上位10位

順位	疾病名	医療費 (千円)	割合 (医療費)	レセプト件数	割合 (レセプト件数)	千人当たり レセプト件数	レセプト一件当たり 医療費(円)
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	147,833	8.8%	331	11.8%	38.2	446,625
2位	その他の心疾患	87,750	5.2%	110	3.9%	12.7	797,731
3位	その他の神経系の疾患	76,362	4.6%	134	4.8%	15.5	569,865
4位	悪性リンパ腫	72,393	4.3%	49	1.7%	5.7	1,477,418
5位	脳梗塞	71,792	4.3%	92	3.3%	10.6	780,343
6位	その他の呼吸器系の疾患	71,140	4.3%	84	3.0%	9.7	846,900
7位	その他の悪性新生物	65,885	3.9%	85	3.0%	9.8	775,122
8位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	62,320	3.7%	89	3.2%	10.3	700,222
9位	その他の消化器系の疾患	58,207	3.5%	156	5.5%	18.0	373,121
10位	関節症	56,423	3.4%	59	2.1%	6.8	956,330

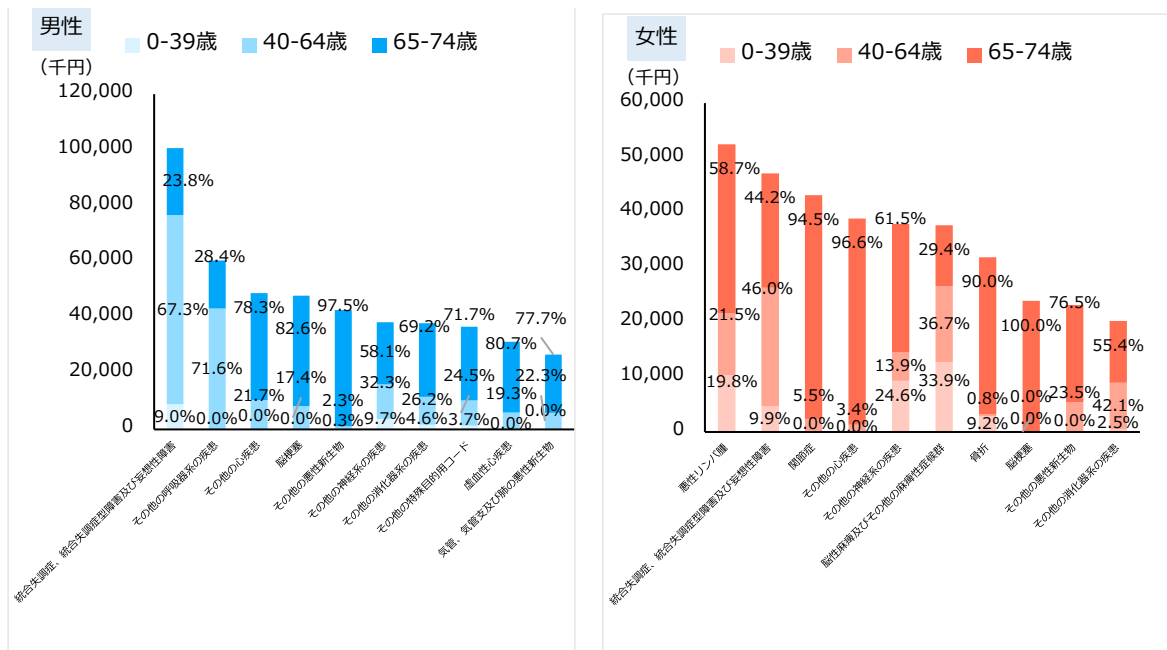
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

図表3-2-3-6：疾病中分類別入院医療費上位10位一人当たり年間医療費・千人当たりレセプト件数（他保険者との比較）



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

図表3-2-3-7：疾病中分類別入院医療費上位10位医療費（男女別・年代別割合）



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

疾病中分類別外来医療費において、医療費が最も高い疾病は「糖尿病」であり、年間医療費は約1億9,000万円で外来医療費に占める割合は9.6%である。

また、3大生活習慣病である糖尿病・高血圧症・脂質異常症では、医療費・レセプト件数ともに県・国と比較して高い（図表3-2-3-8）。

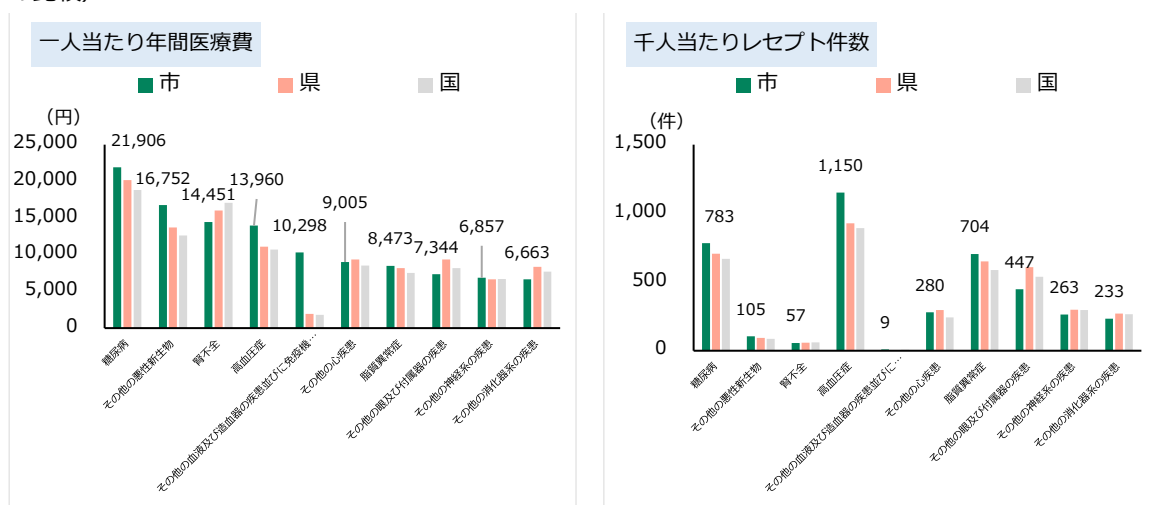
男女別・年代別において、男性では「その他の悪性新生物」の医療費が最も高く、なかでも65-74歳が多くを占めている。女性では「糖尿病」の医療費が最も高く、なかでも65-74歳が多くを占めている（図表3-2-3-10）。

図表3-2-3-8：疾病中分類別外来医療費上位10位

順位	疾病名	医療費 (千円)	割合 (医療費)	レセプト件数	割合 (レセプト件数)	千人当たり レセプト件数	レセプト一件 当たり医療費 (円)
1位	糖尿病	189,641	9.6%	6,779	8.6%	783.1	27,975
2位	その他の悪性新生物	145,020	7.3%	908	1.2%	104.9	159,713
3位	腎不全	125,105	6.3%	490	0.6%	56.6	255,317
4位	高血圧症	120,848	6.1%	9,957	12.7%	1150.2	12,137
5位	その他の血液及び血管系の疾患 並びに免疫機構の障害	89,147	4.5%	79	0.1%	9.1	1,128,448
6位	その他の心疾患	77,958	3.9%	2,420	3.1%	279.5	32,214
7位	脂質異常症	73,354	3.7%	6,095	7.7%	704.1	12,035
8位	その他の眼及び付属器の疾患	63,578	3.2%	3,874	4.9%	447.5	16,411
9位	その他の神経系の疾患	59,358	3.0%	2,277	2.9%	263.0	26,068
10位	その他の消化器系の疾患	57,677	2.9%	2,018	2.6%	233.1	28,581

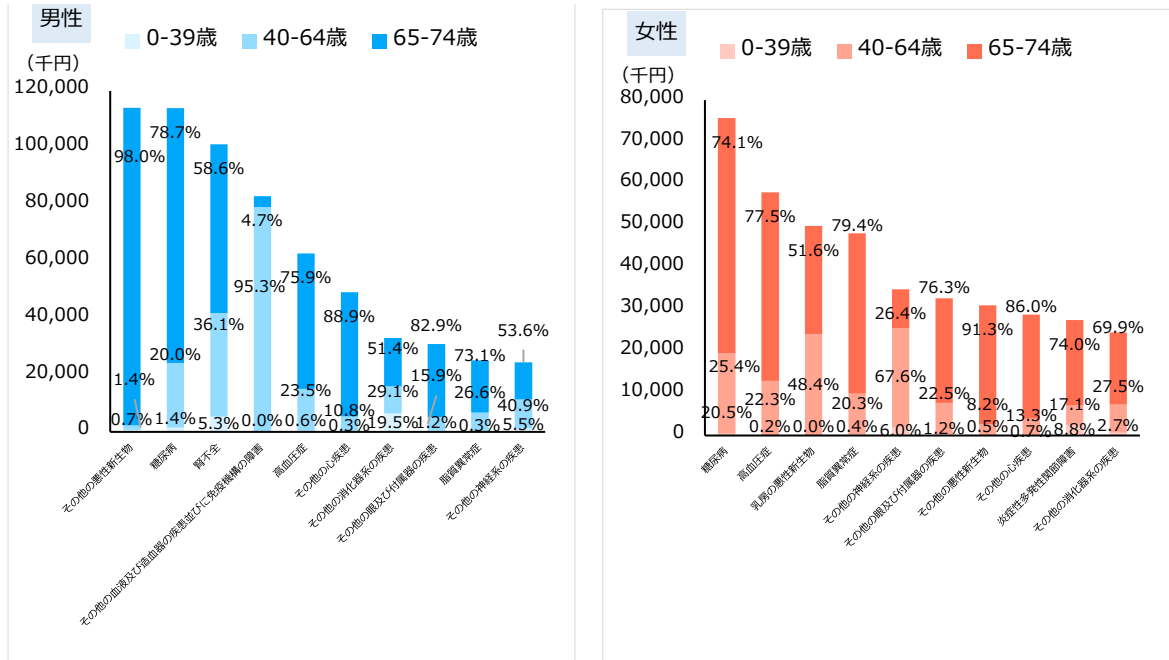
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

図表3-2-3-9：疾病中分類別外来医療費上位10位一人当たり年間医療費・千人当たりレセプト件数（他保険者との比較）



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

図表3-2-3-10：疾病中分類別外来医療費上位10位医療費（男女別・年代別割合）



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

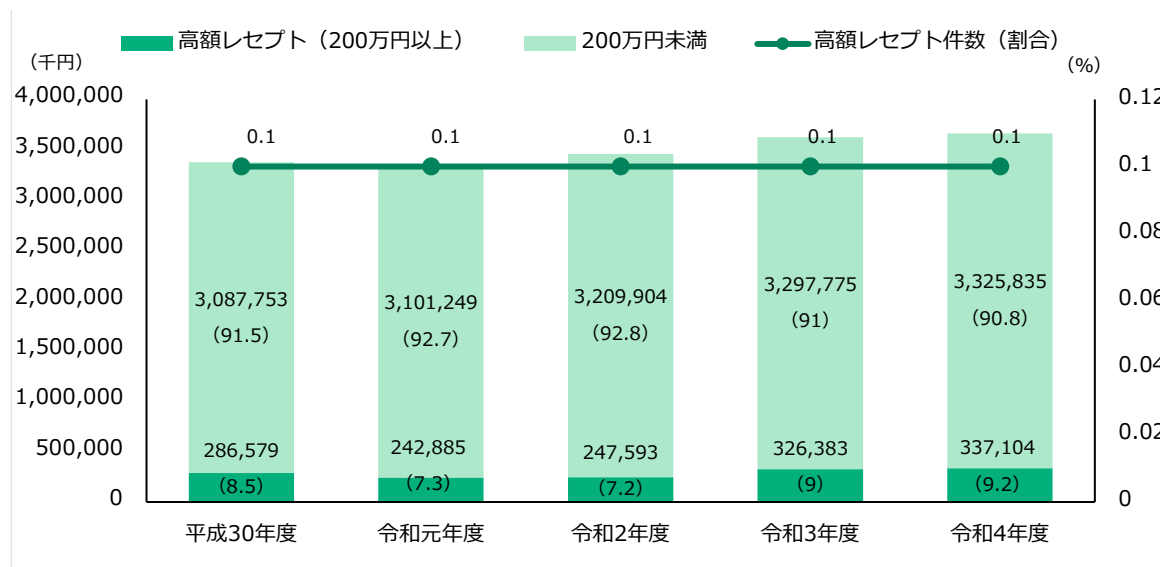
(4) 高額医療費の要因

① 高額レセプト（200万円以上）医療費件数・金額

医療費のうち、1か月当たり200万円以上のレセプト（以下、高額なレセプトという。）に着目すると、令和4年度のレセプトのうち、高額なレセプトは約3億3,710万円で、総医療費の9.2%、総レセプト件数の0.1%を占めている（図表3-2-4-1）。

また、平成30年度と比較すると高額なレセプトによる医療費は増加している。

図表3-2-4-1：高額レセプト医療費・レセプト件数割合



【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S21_011 -厚生労働省様式（様式1-1） 平成30年6月から令和5年5月

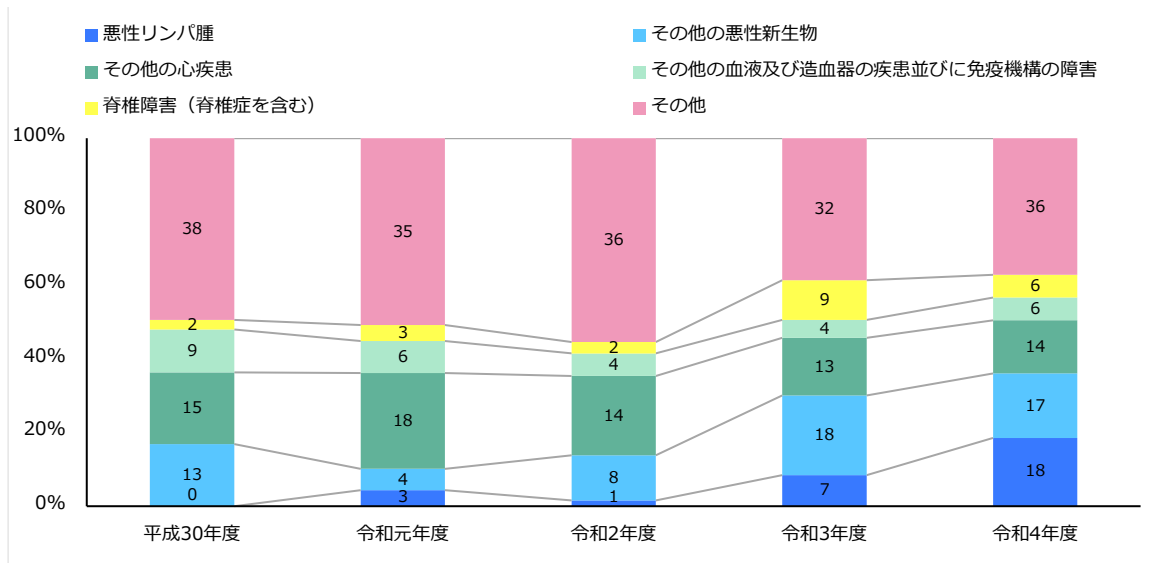
② 高額レセプト（200万円以上）疾患別件数、割合

図表3-2-4-2：高額レセプト疾患別件数

順位	疾病名	件数			上位5位のレセプト 件数に占める割合
		合計	男性	女性	
1位	悪性リンパ腫	18	7	11	18.6%
2位	その他の悪性新生物	17	17	0	17.5%
3位	その他の心疾患	14	7	7	14.4%
4位	その他の血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害	6	6	0	6.2%
4位	脊椎障害（脊椎症を含む）	6	6	0	6.2%

【出典】KDB帳票 S21_011 -厚生労働省様式（様式1-1） 令和4年6月から令和5年5月

図表3-2-4-3：高額レセプト疾患別件数上位5位の経年変化



※グラフ内には各疾病のレセプト件数を記載しています

【出典】KDB帳票 S21_011 -厚生労働省様式（様式1-1） 平成30年6月から令和5年5月

③ 長期入院レセプト（6ヶ月以上）件数、割合及び新規人工透析患者数

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、長期入院レセプトという。）について着目すると、令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは約4億2,517万円（798件）で、総医療費の11.6%、総レセプト件数の1.0%を占めている（図表3-2-4-4）。

図表3-2-4-4：長期入院レセプト（6ヶ月以上）件数、上位10位の疾病別割合

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	3,662,939,150	-	81,519	-
長期入院レセプトの合計	425,167,950	11.6%	798	1.0%

内訳（上位10疾患）

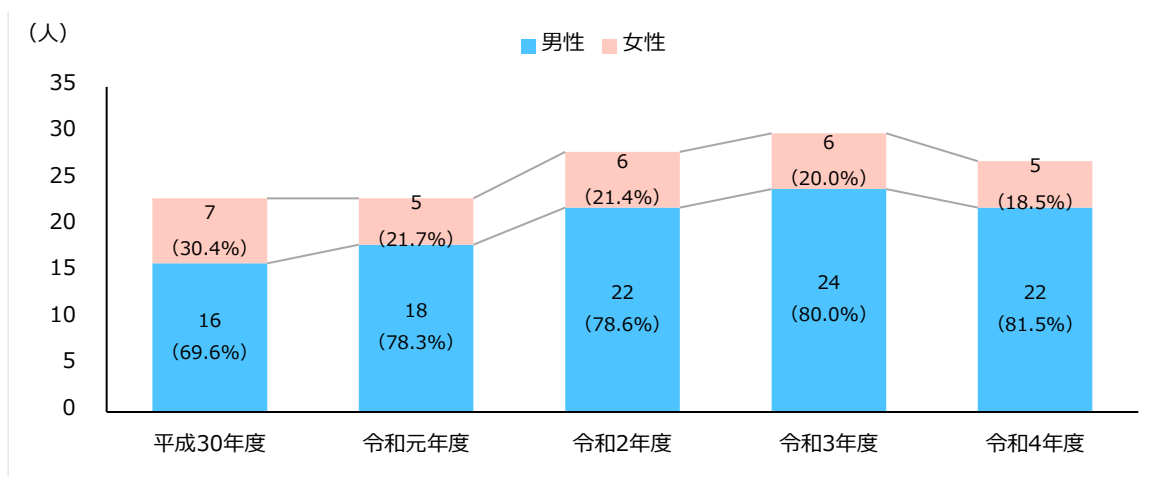
順位	疾患名	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	110,515,160	26.0%	255	32.0%
2	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	51,024,630	12.0%	74	9.3%
3	その他の神経系の疾患	44,725,840	10.5%	81	10.2%
4	その他の呼吸器系の疾患	41,535,460	9.8%	38	4.8%
5	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	40,939,640	9.6%	98	12.3%
6	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	20,057,540	4.7%	43	5.4%
7	脳梗塞	14,251,520	3.4%	20	2.5%
8	腎不全	13,654,970	3.2%	16	2.0%
9	てんかん	12,538,330	2.9%	29	3.6%
10	その他の精神及び行動の障害	10,258,990	2.4%	17	2.1%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握、平成30年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式2-1）平成30年度から令和4年6月から令和5年5月集計

④ 人工透析患者数

令和4年度における人工透析患者数は、平成30年度と比較すると増加している（図表3-2-4-5）。男女別では、男性の人工透析患者の割合が多くなっている。年代別では、令和4年度において、最も人工透析患者数が多いのは60-69歳及び70-74歳で、平成30年度と比較すると60-69歳は同程度、70-74歳は増加している（図表3-2-4-6）。

図表3-2-4-5：人工透析患者数の経年変化（男女別）



【出典】 KDB帳票 S23_001-医療費分析（1） 細小分類 平成30年度から令和4年度 累計

図表3-2-4-6：人工透析患者数の経年変化（年代別）

(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0-39 歳	1	1	1	1	1
40-49 歳	2	2	2	2	1
50-59 歳	8	7	4	6	7
60-69 歳	9	5	9	10	9
70-74 歳	3	8	12	11	9

【出典】 KDB帳票 S23_001-医療費分析（1） 細小分類 平成30年度から令和4年度 累計

⑤ 新規人工透析患者数

令和4年度における新規の人工透析患者数は4人で、平成30年度と比較して2人増加している（図表3-2-4-7）。

図表3-2-4-7：新規人工透析患者数の経年変化

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数 (人)	2	2	5	5	4

【出典】 KDB補完システム

3 生活習慣病の医療費の状況

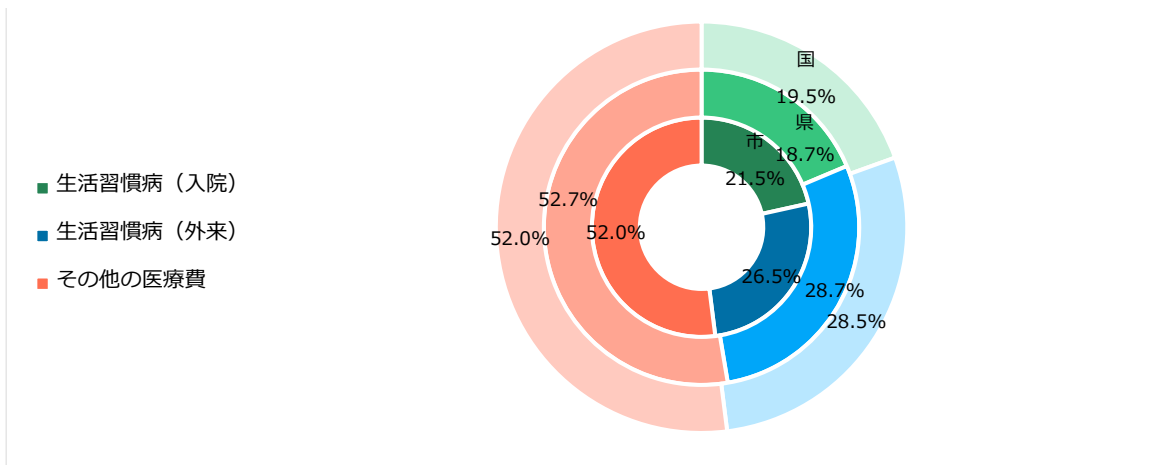
(1) 生活習慣病医療費

① 総医療費に占める生活習慣病の割合

総医療費に占める生活習慣病の割合では、入院医療費は21.5%で県・国と比較して高く、外来医療費は26.5%で県・国と比較して低い（図表3-3-1-1）。

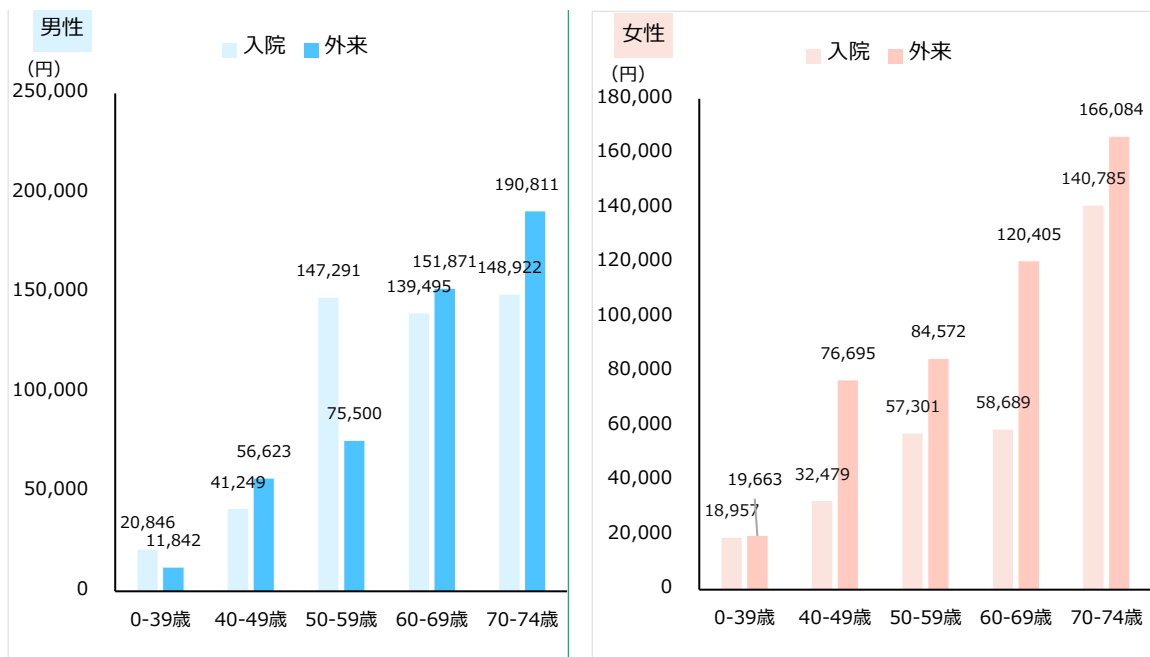
男女別・年代別の生活習慣病の一人当たり医療費において、男女ともに70-74歳の外来が高くなっているが、男性の50-59歳・60-69歳・70-74歳の入院、女性の70-74歳の入院も高くなっている（図表3-3-1-2）。

図表3-3-1-1：総医療費に占める生活習慣病の割合（他保険者との比較）



【出典】KDB帳票 S23_006-疾病別医療費分析（生活習慣病） 令和4年度 累計

図表3-3-1-2：生活習慣病の一人当たり医療費（男女別、入院・外来別）



【出典】KDB帳票 S23_006-疾病別医療費分析（生活習慣病） 令和4年度 累計

② 生活習慣病の疾病別医療費（外来、入院）

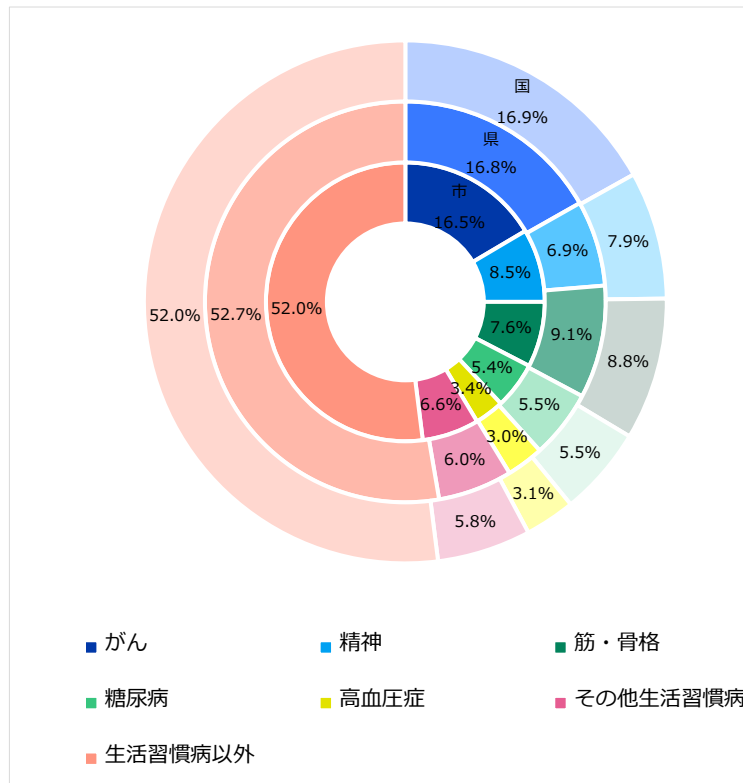
令和4年度の生活習慣病の疾病別医療費において、「その他」を除いた医療費が最も高い疾病は「がん」であり、年間医療費は約6億230万円で総医療費の16.5%を占めている（図表3-3-1-3）。次いで医療費が高いのは「精神」で約3億1,192万円（8.5%）、「筋・骨格」で約2億7,714万円（7.6%）である。1位の「がん」は、平成30年度と比較して、割合が増加している。

総医療費に占める生活習慣病の疾病別医療費の割合では、「高血圧症」「脳出血」「脳梗塞」「精神」が県・国を上回っている。

図表3-3-1-3：疾病別医療費（経年変化、他保険者との比較）

疾病名	平成30年度		令和4年度		割合の変化
	医療費（千円）	割合	医療費（千円）	割合	
糖尿病	183,757	5.5%	197,101	5.4%	↘
高血圧症	149,457	4.4%	124,984	3.4%	↘
脂質異常症	105,871	3.1%	74,715	2.0%	↘
高尿酸血症	1,609	0.0%	1,357	0.0%	→
脂肪肝	3,894	0.1%	4,000	0.1%	→
動脈硬化症	5,949	0.2%	3,414	0.1%	↘
脳出血	29,703	0.9%	32,903	0.9%	→
脳梗塞	66,926	2.0%	77,336	2.1%	↗
狭心症	55,485	1.6%	31,181	0.9%	↘
心筋梗塞	10,350	0.3%	14,189	0.4%	↗
がん	452,713	13.4%	602,295	16.5%	↗
筋・骨格	279,915	8.3%	277,136	7.6%	↘
精神	309,716	9.2%	311,918	8.5%	↘
その他(上記以外のもの)	1,711,848	50.8%	1,898,829	52.0%	↗
総額	3,367,194	100.0%	3,651,360	100.0%	

	割合		
	市	県	国
糖尿病	5.4%	5.5%	5.5%
高血圧症	3.4%	3.0%	3.1%
脂質異常症	2.0%	2.2%	2.1%
高尿酸血症	0.0%	0.0%	0.0%
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.1%
動脈硬化症	0.1%	0.1%	0.1%
脳出血	0.9%	0.7%	0.7%
脳梗塞	2.1%	1.4%	1.4%
狭心症	0.9%	1.1%	1.1%
心筋梗塞	0.4%	0.4%	0.3%
がん	16.5%	16.8%	16.9%
筋・骨格	7.6%	9.1%	8.8%
精神	8.5%	6.9%	7.9%
その他	52.0%	52.7%	52.0%
総額	100.0%	100.0%	100.0%



【出典】KDB帳票 S23_006-疾病別医療費分析（生活習慣病） 令和4年度 累計

③ 人工透析・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害 割合

糖尿病患者において一番多く発生している重篤な合併症は、男性では「糖尿病盲目症」が90人（14.0%）で、女性も同様に「糖尿病性網膜症」が45人（9.2%）である（図表3-3-1-4）。

令和4年度の糖尿病患者において一番多く発生している重篤な合併症は、「糖尿病性網膜症」が135人（12.0%）で、平成30年度と比較して23人増加している（図表3-3-1-5）。

図表3-3-1-4：人工透析・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害割合（男女別・年代別）

性別	年代	人工透析 人数 (人)	糖尿病 患者数 (人)	糖尿病性腎症		糖尿病性網膜症		糖尿病性神経障害	
				人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
男性	0-39歳	1	9	1	11.1%	1	11.1%	1	11.1%
	40-64歳	9	140	19	13.6%	18	12.9%	7	5.0%
	65-74歳	12	493	63	12.8%	71	14.4%	18	3.7%
	合計	22	642	83	12.9%	90	14.0%	26	4.0%
女性	0-39歳	0	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	40-64歳	3	105	11	10.5%	12	11.4%	1	1.0%
	65-74歳	2	380	32	8.4%	33	8.7%	12	3.2%
	合計	5	487	43	8.8%	45	9.2%	13	2.7%
総計		27	1,129	126	11.2%	135	12.0%	39	3.5%

【出典】 KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和4年度
 ※本表の人工透析は生活習慣病患者における人工透析人数を示しています。

図表3-3-1-5：人工透析・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害割合（経年変化）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人工透析	人数（人）	23	23	28	30	27
糖尿病	人数（人）	1,115	1,152	1,262	1,252	1,129
糖尿病性腎症	人数（人）	77	85	109	121	126
	割合	6.9%	7.4%	8.6%	9.7%	11.2%
糖尿病性網膜症	人数（人）	112	115	109	128	135
	割合	10.0%	10.0%	8.6%	10.2%	12.0%
糖尿病性神経障害	人数（人）	31	28	38	43	39
	割合	2.8%	2.4%	3.0%	3.4%	3.5%

【出典】 KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 平成30年度から令和4年度
 ※本表の人工透析は生活習慣病患者における人工透析人数を示しています。

(2) 生活習慣病有病者数、割合

令和4年度の生活習慣病の疾病別レセプト件数において、「その他」を除いたレセプト件数が最も多い疾病は「高血圧症」で、年間レセプト件数は9,973件である（図表3-3-2-1）。千人当たりレセプト件数は、平成30年度と比較して、減少している。

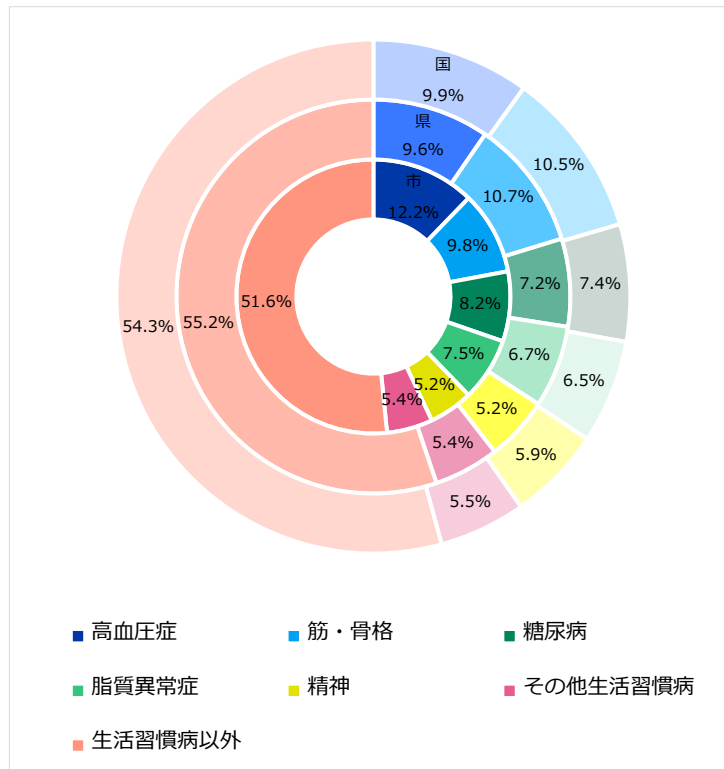
生活習慣病の疾病別医療費において、医療費が最も高い「がん」のレセプト件数は2,994であり、千人当たりレセプト件数は、平成30年度と比較して、増加している。

千人当たりレセプト件数では、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」「脂肪肝」「脳出血」「心筋梗塞」が県・国を上回っている。

図表3-3-2-1：疾病別レセプト件数（経年変化、他保険者との比較）

疾病名	平成30年度		令和4年度		割合の変化
	レセプト件数	千人当たりレセプト件数	レセプト件数	千人当たりレセプト件数	
糖尿病	6,424	671.3	6,722	776.5	↗
高血圧症	11,241	1,174.6	9,973	1,152.0	↘
脂質異常症	7,274	760.1	6,102	704.9	↘
高尿酸血症	177	18.5	126	14.6	↘
脂肪肝	177	18.5	166	19.2	↗
動脈硬化症	109	11.4	44	5.1	↘
脳出血	84	8.8	92	10.6	↗
脳梗塞	551	57.6	366	42.3	↘
狭心症	692	72.3	552	63.8	↘
心筋梗塞	32	3.3	79	9.1	↗
がん	2,883	301.3	2,994	345.8	↗
筋・骨格	8,646	903.4	7,999	924.0	↗
精神	4,178	436.6	4,249	490.8	↗
その他(上記以外のもの)	44,426	4,642.2	42,047	4,857.0	↗
総件数	86,894	9,079.8	81,511	9,415.6	

千人当たりレセプト件数			
	市	県	国
糖尿病	776.5	696.6	663.1
高血圧症	1,152.0	928.2	894.0
脂質異常症	704.9	650.9	587.1
高尿酸血症	14.6	15.5	16.8
脂肪肝	19.2	18.3	16.2
動脈硬化症	5.1	8.9	7.8
脳出血	10.6	6.3	6.0
脳梗塞	42.3	51.2	50.8
狭心症	63.8	64.8	64.2
心筋梗塞	9.1	5.6	4.9
がん	345.8	348.6	324.1
筋・骨格	924.0	1,029.5	944.9
精神	490.8	505.9	530.7
その他	4,857.0	5,332.8	4,880.0
総件数	9,415.6	9,663.0	8,990.5



【出典】KDB帳票 S23_006-疾病別医療費分析（生活習慣病） 令和4年度 累計

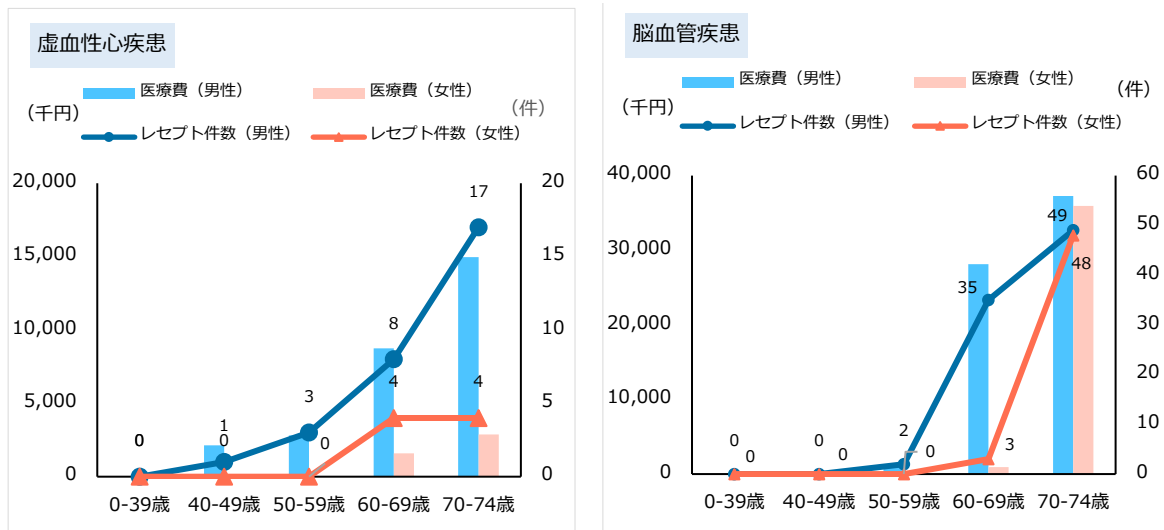
また、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な生活習慣病である「虚血性心疾患」「脳血管疾患」の入院に係る医療費とレセプト件数、基礎疾患である「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」の外来に係る医療費とレセプト件数を概観する。

入院医療費において、「虚血性心疾患」では、男性の70-74歳が男女年代別に最も医療費が高く、「脳血管疾患」では男性の70-74歳が男女年代別に最も医療費が高く、女性の70-74歳も高くなっている（図表3-3-2-2）。虚血性心疾患は男性の方が圧倒的に多く、40代と若年層から発症が確認でき、年代が上がるにつれ増加している。脳血管疾患でも男性が圧倒的に多いが、60代から急激に増加している。

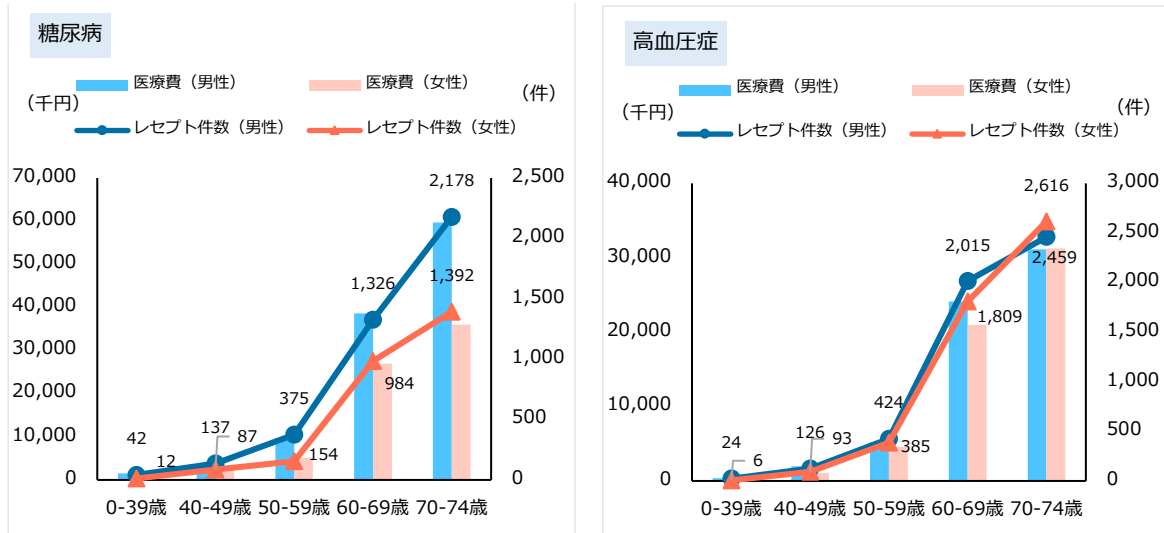
外来において、「糖尿病」では男性の70-74歳が男女年代別に最も医療費が高く、「高血圧症」では男性の70-74歳が男女年代別に最も医療費が高い。また、「脂質異常症」では女性の70-74歳が男女年代別に最も医療費が高い。

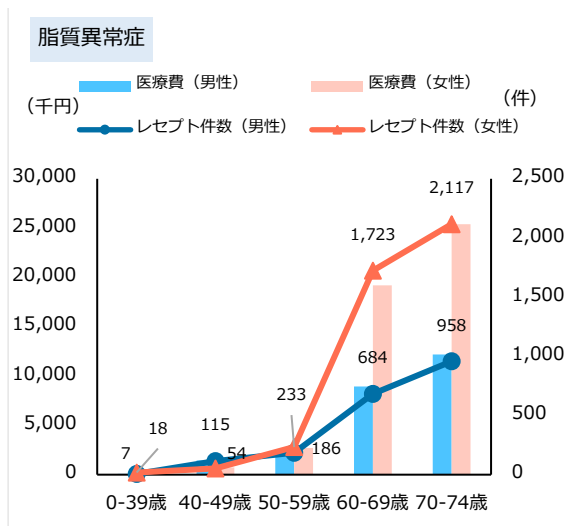
図表3-3-2-2：令和4年度疾病別医療費・レセプト件数（男女別、年代別）

入院



外来





【出典】 KDB帳票 S23_006-疾病別医療費分析 (生活習慣病) 令和4年度 累計

(3) 生活習慣病治療状況

① 未治療者数・割合

令和4年度の特定健診受診者において、HbA1cが6.5%以上の人は151人で、そのうち、血圧・脂質のいずれかで治療中だが糖尿病の治療がない人は23人（15.2%）、3疾病（血糖・血圧・脂質）の治療がない人は18人（11.9%）である（図表3-3-3-1）。

また、平成30年度と比較すると、血圧・脂質のいずれかで治療中だが糖尿病の治療がない人は減少し、3疾病の治療がない人も減少している。

図表3-3-3-1：HbA1c6.5以上の該当者数と治療歴

令和4年度

HbA1c	該当者数 人数（人）	3疾患いずれかで治療中				3疾患治療なし	
		糖尿病治療歴あり		糖尿病治療歴なし		人数（人）	割合
		人数（人）	割合	人数（人）	割合		
6.5-6.9	74	47	63.5%	19	25.7%	8	10.8%
7.0-7.9	59	47	79.7%	4	6.8%	8	13.6%
8.0-	18	16	88.9%	0	0.0%	2	11.1%
合計	151	110	72.8%	23	15.2%	18	11.9%

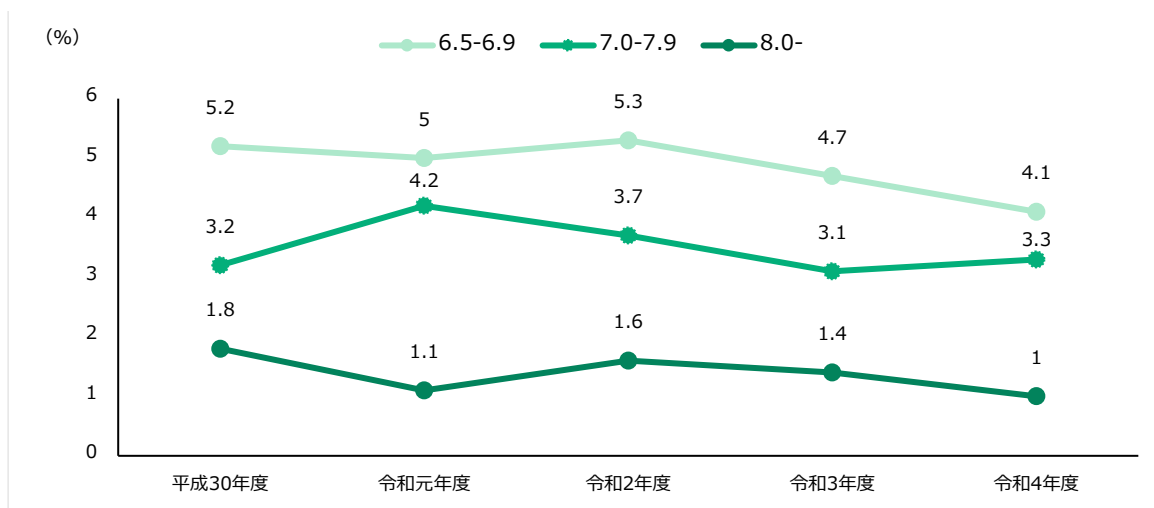
【出典】KDB帳票 S26_004-保健指導対象者一覧（保健指導判定値の者） 令和4年度 累計
KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

平成30年度

HbA1c	該当者数 人数（人）	3疾患いずれかで治療中				3疾患治療なし	
		糖尿病治療歴あり		糖尿病治療歴なし		人数（人）	割合
		人数（人）	割合	人数（人）	割合		
6.5-6.9	128	59	46.1%	46	35.9%	23	18.0%
7.0-7.9	79	59	74.7%	17	21.5%	3	3.8%
8.0-	45	33	73.3%	5	11.1%	7	15.6%
合計	252	151	59.9%	68	27.0%	33	13.1%

【出典】KDB帳票 S26_004-保健指導対象者一覧（保健指導判定値の者） 平成30年度 累計
KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 平成30年度 累計

図表3-3-3-2 : HbA1c6.5以上の該当者の割合の経年変化



【出典】 KDB帳票 S26_004-保健指導対象者一覧（保健指導判定値の者） 平成30年度から令和4年度 累計
 KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 平成30年度から令和4年度 累計

② 血糖治療中断者数

令和4年度において血糖の治療を中断している人は、382人で、平成30年度と比較すると増加している（図表3-3-3-3）。

図表3-3-3-3 : 血糖 治療中断者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
治療中断者数（人）	322	308	274	281	382

【出典】 KDB補完システム 汎用抽出

③ 血糖治療中者数

血糖の治療をおこなっている人において、令和4年度にHbA1cが8.0%以上の人は16人で、平成30年度と比較すると減少している（図表3-3-3-4）。

図表3-3-3-4 : 血糖 治療中者数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6.5-6.9	59	57	58	48	47
7.0-7.9	59	82	64	60	47
8.0-	33	22	33	27	16
合計	151	161	155	135	110

【出典】 国保連合会ツール（糖尿病フローチャート作成ツール）を使用。

KDB帳票 S26_004-保健指導対象者一覧（保健指導判定値の者） 平成30年度・令和4年度 累計
 KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 平成30年度・令和4年度 累計

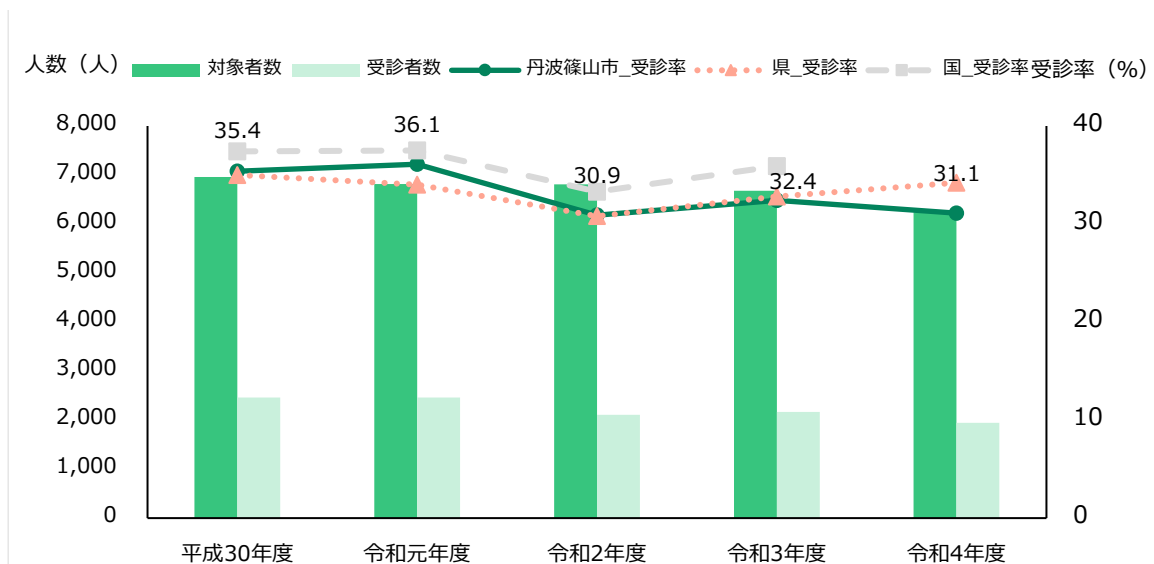
4 特定健診・特定保健指導、生活習慣の状況

(1) 特定健診受診者数・受診率

令和4年度の特定健診において、対象者数は6,243人、受診者数は1,942人、特定健診受診率は31.1%であり、平成30年度と比較して減少している。また、県と比較しても低い（図表3-4-1-1）。

男女別・年代別では、女性の方が特定健診受診率は高く、なかでも70-74歳の特定健診受診率が最も高い（図表3-4-1-2）。

図表3-4-1-1：特定健診受診率の経年変化・他保険者との比較



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経年の変化 (平成30年度 → 令和4年度)
対象者数 (人)	6,961	6,816	6,807	6,677	6,243	-706
受診者数 (人)	2,461	2,460	2,106	2,165	1,942	-661
受診率						
丹波篠山市	35.4%	36.1%	30.9%	32.4%	31.1%	-6.6
県	35.0%	34.0%	30.8%	32.8%	34.2%	-3.6
国	37.4%	37.5%	33.3%	35.9%	-	-2.2

【出典】実績値：厚生労働省 2018年度から 2021年度特定健診・保健指導実施状況（保険者別）

TKCA013

図表3-4-1-2：令和4年度特定健診受診率（男女別・年代別）

		40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-74歳	合計
男性	対象者（人）	348	431	969	1,276	3,024
	受診者（人）	57	83	295	433	868
	受診率	16.4%	19.3%	30.4%	33.9%	28.7%
女性	対象者（人）	289	349	1,225	1,357	3,220
	受診者（人）	54	78	427	518	1,077
	受診率	18.7%	22.3%	34.9%	38.2%	33.4%
合計	受診率	17.4%	20.6%	32.9%	36.1%	31.1%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和4年度 累計

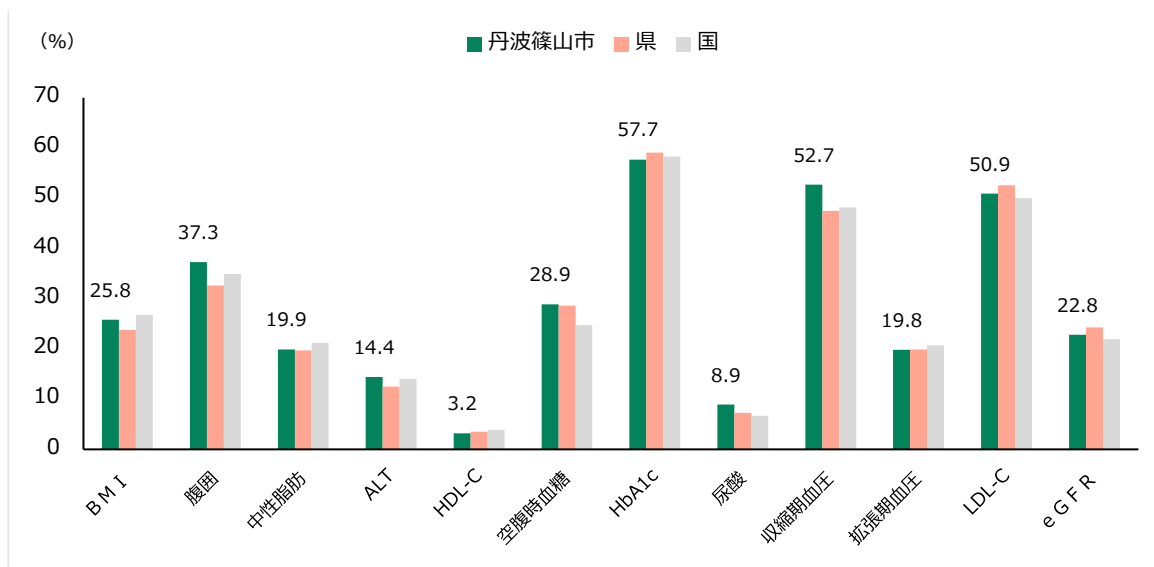
(2) 有所見者の状況

① 有所見者割合

令和4年度の特定健診受診者の有所見者の状況は、県・国と比較して「腹囲」「ALT」「空腹時血糖」「尿酸」「収縮期血圧」の有所見率が高い（図表3-4-2-1）。

また、平成30年度と比較して「BMI」「腹囲」「ALT」「空腹時血糖」「尿酸」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「eGFR」の有所見の割合が増加している。

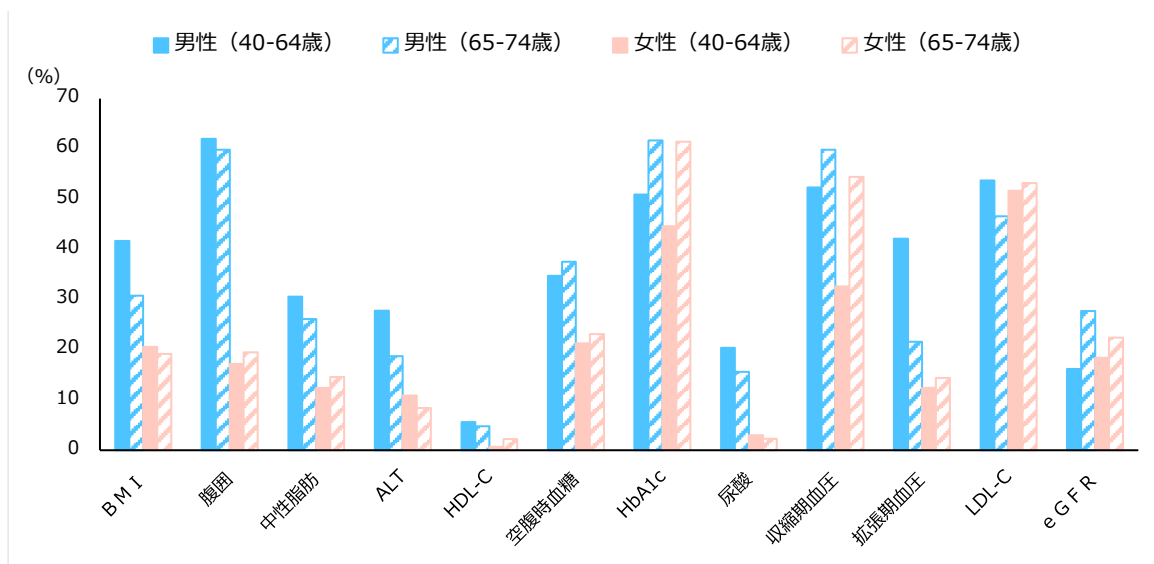
図表3-4-2-1：令和4年度有所見者割合



		BMI	腹囲	中性脂肪	ALT	HDL-C	空腹時血糖	HbA1c	尿酸	収縮期血圧	拡張期血圧	LDL-C	eGFR
平成30年度	丹波篠山市	24.4%	35.1%	21.0%	13.8%	3.7%	27.4%	60.3%	7.9%	46.5%	17.4%	53.4%	20.2%
令和4年度	丹波篠山市	25.8%	37.3%	19.9%	14.4%	3.2%	28.9%	57.7%	8.9%	52.7%	19.8%	50.9%	22.8%
	県	23.8%	32.6%	19.7%	12.5%	3.5%	28.6%	59.1%	7.3%	47.5%	19.9%	52.6%	24.3%
	国	26.8%	34.9%	21.2%	14.0%	3.9%	24.7%	58.3%	6.7%	48.2%	20.7%	50.0%	21.9%

【出典】 KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 平成30年度・令和4年度

図表3-4-2-2：令和4年度有所見者割合（男女別・年代別）



性別	年代別	BMI	腹囲	中性脂肪	ALT	HDL-C	空腹時血糖	HbA1c	尿酸	収縮期血圧	拡張期血圧	LDL-C	eGFR
男性	40-64歳	41.7%	62.0%	30.6%	27.8%	5.6%	34.7%	50.9%	20.4%	52.3%	42.1%	53.7%	16.2%
	65-74歳	30.8%	59.8%	26.1%	18.7%	4.8%	37.5%	61.7%	15.6%	59.8%	21.6%	46.6%	27.7%
女性	40-64歳	20.6%	17.2%	12.4%	10.9%	0.7%	21.3%	44.6%	3.0%	32.6%	12.4%	51.7%	18.4%
	65-74歳	19.2%	19.5%	14.6%	8.4%	2.2%	23.1%	61.4%	2.3%	54.4%	14.4%	53.2%	22.4%

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度

図表3-4-2-3：有所見者割合（男女別・年代別）

性別	年代別	BMI	腹囲	中性脂肪	ALT	HDL-C	空腹時血糖	HbA1c	尿酸	収縮期血圧	拡張期血圧	LDL-C	eGFR
男性	40-49歳	47.4%	61.4%	35.1%	26.3%	8.8%	33.3%	47.4%	22.8%	43.9%	31.6%	59.6%	10.5%
	50-59歳	38.6%	56.6%	30.1%	31.3%	4.8%	27.7%	48.2%	20.5%	53.0%	47.0%	45.8%	15.7%
	60-69歳	37.0%	65.6%	24.9%	21.6%	5.9%	37.4%	58.2%	19.8%	61.9%	33.0%	53.1%	22.0%
	70-74歳	28.3%	57.4%	27.3%	17.9%	3.9%	38.7%	63.1%	13.2%	57.9%	18.2%	44.2%	30.4%
	合計	33.7%	60.4%	27.3%	21.2%	5.0%	36.7%	58.8%	16.9%	57.8%	27.2%	48.5%	24.6%
女性	40-49歳	18.5%	14.8%	11.1%	5.6%	1.9%	7.4%	35.2%	0.0%	18.5%	11.1%	25.9%	0.0%
	50-59歳	26.0%	18.2%	14.3%	13.0%	1.3%	23.4%	37.7%	3.9%	27.3%	15.6%	54.5%	18.2%
	60-69歳	19.8%	18.5%	11.7%	10.2%	1.5%	22.0%	55.2%	3.5%	46.5%	16.0%	57.0%	23.3%
	70-74歳	18.5%	19.7%	16.1%	7.9%	2.1%	24.8%	63.9%	1.7%	57.3%	12.1%	52.0%	22.7%
	合計	19.6%	18.9%	14.0%	9.1%	1.8%	22.7%	56.9%	2.5%	48.6%	13.9%	52.8%	21.4%

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度

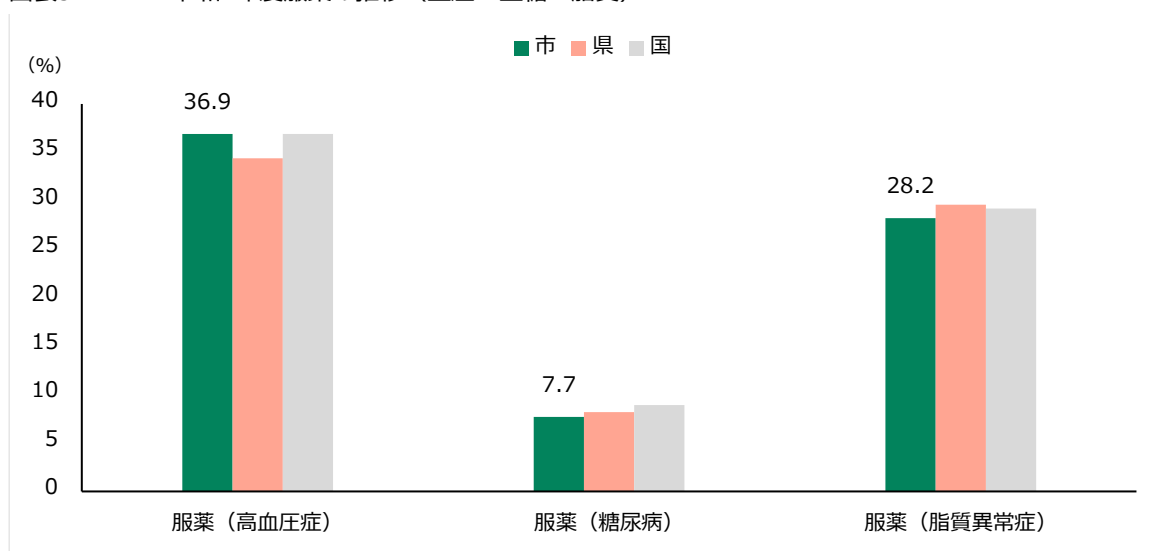
② 服薬の推移（血圧・血糖・脂質）

令和4年度の特定健診受診者の血圧、血糖、脂質の服薬の状況は、「糖尿病」「脂質異常症」の服薬をしている人の割合が県・国と比較して低い（図表3-4-2-4）。

また、平成30年度と比較すると、「高血圧症」「糖尿病」「脂質異常症」の服薬をしている人の割合が増加している。

男女別・年代別において「高血圧症」の服薬をしている人の割合は、男性の65-74歳が最も高く50.3%である。「糖尿病」でも、男性の65-74歳が最も高く12.9%で、「脂質異常症」では、女性の65-74歳が最も高く38.9%である（図表3-4-2-5）。

図表3-4-2-4：令和4年度服薬の推移（血圧・血糖・脂質）



		服薬（高血圧症）	服薬（糖尿病）	服薬（脂質異常症）
平成30年度	丹波篠山市	33.4%	7.1%	26.9%
	丹波篠山市	36.9%	7.7%	28.2%
令和4年度	県	34.4%	8.2%	29.6%
	国	36.9%	8.9%	29.2%

【出典】KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 平成30年度・令和4年度

図表3-4-2-5：令和4年度服薬の推移（血圧・血糖・脂質×男女別・年代別）

		服薬（高血圧症）	服薬（糖尿病）	服薬（脂質異常症）
男性	40-64歳	24.2%	6.5%	16.7%
	65-74歳	50.3%	12.9%	24.1%
女性	40-64歳	18.8%	3.4%	16.9%
	65-74歳	36.5%	5.4%	38.9%

【出典】KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

図表3-4-2-6：令和4年度服薬の推移（血圧・血糖・脂質×男女別・年代別）

		服薬（高血圧症）	服薬（糖尿病）	服薬（脂質異常症）
男性	40-49歳	5.4%	7.1%	10.7%
	50-59歳	20.5%	4.8%	15.7%
	60-69歳	47.3%	9.9%	22.7%
	70-74歳	50.9%	14.0%	24.7%
	合計	43.3%	11.2%	22.1%
女性	40-49歳	7.5%	1.9%	1.9%
	50-59歳	15.6%	2.6%	15.6%
	60-69歳	29.7%	5.2%	28.7%
	70-74歳	38.9%	5.3%	43.1%
	合計	31.8%	4.9%	33.1%

【出典】KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

※図表3-4-2-5,3-4-2-6は各性・年代ごとの質問票回答数における、有所見者の割合を著しております。

③ 非肥満のリスク保有状況

令和4年度の特定健診受診者の非肥満における血糖の有所見の人は、男性では65人、女性では24人である。平成30年度と比較すると男性では減少し、女性でも減少している。

令和4年度の特定健診受診者の非肥満における血圧の有所見の人は、男性では181人、女性では268人である。平成30年度と比較すると男性では減少し、女性では増加している。

令和4年度の特定健診受診者の非肥満における脂質の有所見の人は、男性では229人、女性では335人である（図表3-4-2-7）。平成30年度と比較すると男性では減少し、女性でも減少している。

図表3-4-2-7：健診受診者の非肥満のリスク保有状況（男女別・年代別・経年変化）

血糖 性別	年代別	BMI 25未満				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	40-49歳	0	0	0	0	1
	50-59歳	0	4	0	2	3
	60-69歳	40	42	34	29	13
	70-74歳	39	45	41	51	48
	合計	79	91	75	82	65
女性	40-49歳	0	2	2	1	1
	50-59歳	2	2	3	1	0
	60-69歳	24	26	17	8	7
	70-74歳	34	29	30	29	16
	合計	60	59	52	39	24

血圧		BMI 25未満				
性別	年代別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	40-49歳	11	15	5	6	7
	50-59歳	16	15	10	17	11
	60-69歳	102	107	81	71	59
	70-74歳	94	93	112	96	104
	合計	223	230	208	190	181
女性	40-49歳	5	7	3	3	3
	50-59歳	20	23	18	13	10
	60-69歳	130	126	113	90	109
	70-74歳	108	105	123	144	146
	合計	263	261	257	250	268

脂質		BMI 25未満				
性別	年代別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性	40-49歳	33	31	13	19	13
	50-59歳	27	38	20	30	22
	60-69歳	167	149	97	111	84
	70-74歳	109	126	117	130	110
	合計	336	344	247	290	229
女性	40-49歳	11	17	4	11	8
	50-59歳	56	49	25	30	26
	60-69歳	247	228	174	167	153
	70-74歳	142	126	160	166	148
	合計	456	420	363	374	335

【出典】FKAC167 平成30年度から令和4年度

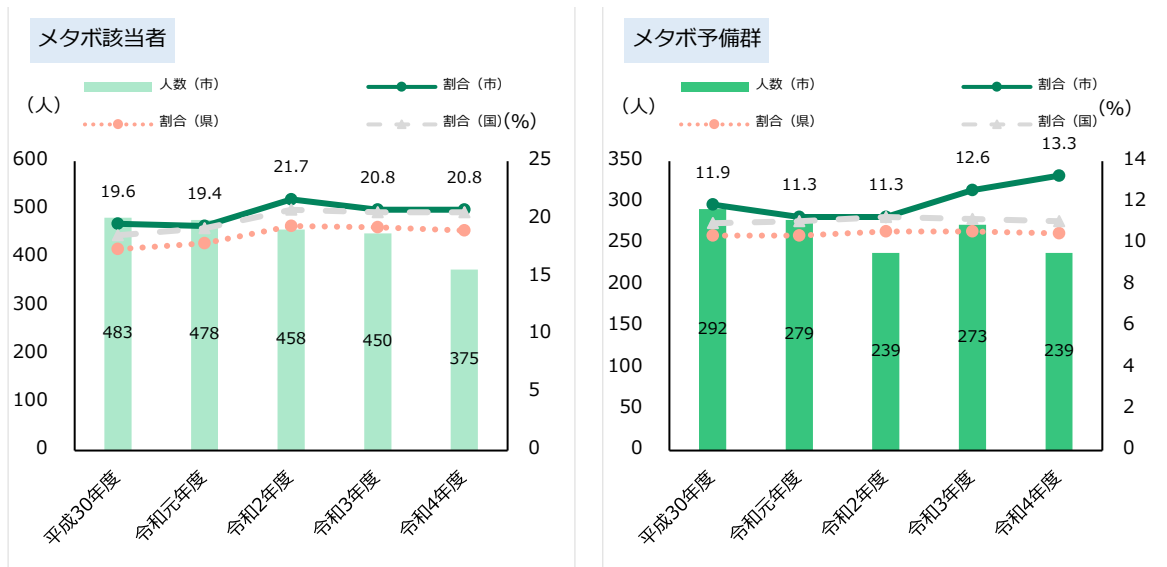
(3) メタボリックシンドローム該当者・予備群人数、割合

① メタボリックシンドローム該当者・予備群割合

令和4年度の特定健診受診者のメタボリックシンドロームの状況において、メタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という。）は375人で、特定健診受診者（1,800人）における該当者割合は20.8%で、該当者割合は国・県より高い。（図表3-4-3-1）。メタボリックシンドローム予備群該当者（以下、メタボ予備群該当者という。）は239人で、特定健診受診者における該当者割合は13.3%で、該当者割合は国・県より高い。

また、経年でみると、メタボ該当者、メタボ予備群該当者の割合はともに増加している。

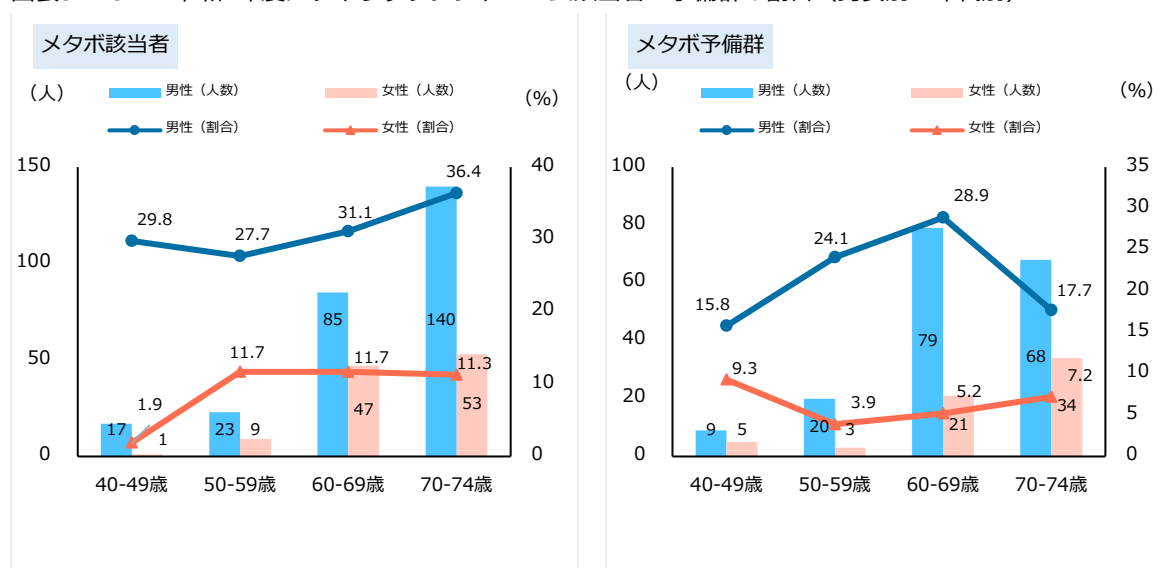
図表3-4-3-1：メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合（他保険者との比較）



【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

男女別・年代別では、メタボ該当者の割合が最も多いのは、男性の70-74歳（36.4%）であり、メタボ予備群該当者の割合が最も多いのは、男性の60-69歳（28.9%）である（図表3-4-3-2）。

図表3-4-3-2：令和4年度メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合（男女別・年代別）



【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和4年度 累計

② メタボリックシンドローム該当者割合・予備群割合の減少率

特定健診受診者において、令和3年度ではメタボ該当者であった381人のうち、令和4年度のメタボ予備群該当者は30人（7.9%）で、メタボ該当者、メタボ予備群該当者ではなくなった人は34人（8.9%）である（図表3-4-3-3）。令和3年度ではメタボ予備群該当者であった246人のうち、令和4年度のメタボ該当者、メタボ予備群該当者ではなくなった人は45人（18.3%）である。

また、平成30年度と比較して、前年度ではメタボ該当者であった人が翌年度のメタボ予備群該当者である割合は増加しており、メタボ該当者、メタボ予備群該当者ではなくなった人の割合は減少している。

男女別・年代別では、メタボ該当者であった人が翌年度のメタボ予備群該当者である割合が最も多いのは、女性の40-49歳（50.0%）であり、メタボ該当者、メタボ予備群該当者ではなくなった人の割合が最も多いのは、女性の70-74歳（24.6%）である。

図表3-4-3-3：メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率（経年変化）

メタボ該当者	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昨年度のメタボ該当者	416	-	441	-	447	-	415	-	381	-
うち、当該年度のメタボ予備群	43	(10.3%)	38	(8.6%)	40	(8.9%)	37	(8.9%)	30	(7.9%)
うち、当該年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者	35	(8.4%)	43	(9.8%)	41	(9.2%)	49	(11.8%)	34	(8.9%)

メタボ予備群	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昨年度のメタボ予備群	250	-	267	-	260	-	208	-	246	-
うち、当該年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者	48	(19.2%)	52	(19.5%)	37	(14.2%)	32	(15.4%)	45	(18.3%)

【出典】TKCA014 平成30年度から令和4年度

図表3-4-3-4：メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率（男女別・年代別）

男性・メタボ該当者	40-49歳		50-59歳		60-69歳		70-74歳		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昨年度のメタボ該当者	10	-	21	-	82	-	158	-	271	-
うち、当該年度のメタボ予備群	0	(0.0%)	1	(4.8%)	7	(8.5%)	14	(8.9%)	22	(8.1%)
うち、当該年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者	2	(20.0%)	2	(9.5%)	3	(3.7%)	8	(5.1%)	15	(5.5%)

女性・メタボ該当者	40-49歳		50-59歳		60-69歳		70-74歳		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昨年度のメタボ該当者	2	-	9	-	34	-	65	-	110	-
うち、当該年度のメタボ予備群	1	(50.0%)	0	(0.0%)	1	(2.9%)	6	(9.2%)	8	(7.3%)
うち、当該年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者	0	(0.0%)	1	(11.1%)	2	(5.9%)	16	(24.6%)	19	(17.3%)

男性・メタボ予備群	40-49歳		50-59歳		60-69歳		70-74歳		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昨年度のメタボ予備群	14	-	15	-	68	-	86	-	183	-
うち、当該年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者	2	(14.3%)	1	(6.7%)	7	(10.3%)	18	(20.9%)	28	(15.3%)

女性・メタボ予備群	40-49歳		50-59歳		60-69歳		70-74歳		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昨年度のメタボ予備群	5	-	5	-	17	-	36	-	63	-
うち、当該年度のメタボ該当者・予備群ではなくなった者	1	(20.0%)	1	(20.0%)	5	(29.4%)	10	(27.8%)	17	(27.0%)

【出典】TKCA011,012 令和4年度

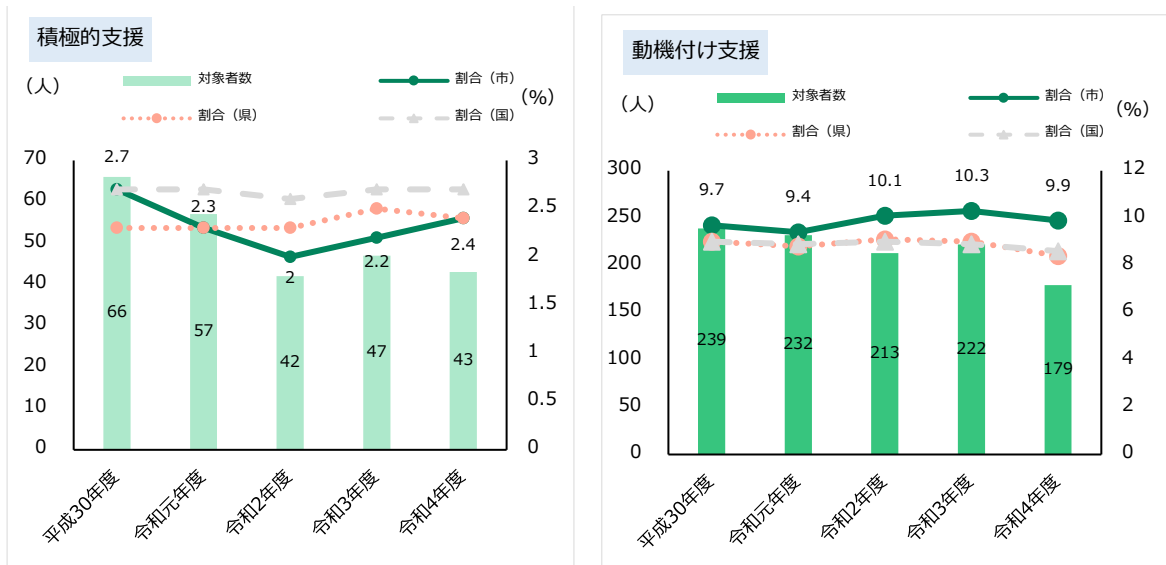
(4) 特定保健指導実施率・効果と推移

① 特定保健指導対象者人数、割合

令和4年度の特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者は、積極的支援では43人（2.4％）で、その割合は国と比較して低い（図表3-4-4-1）。動機付け支援の対象者は179人（9.9％）で、その割合は県・国と比較して高い。

また、平成30年度と比較して、積極的支援の対象者割合は減少しており、動機付け支援の対象者割合は増加している。

図表3-4-4-1：特定保健指導対象者人数、割合（経年変化・他保険者との比較）



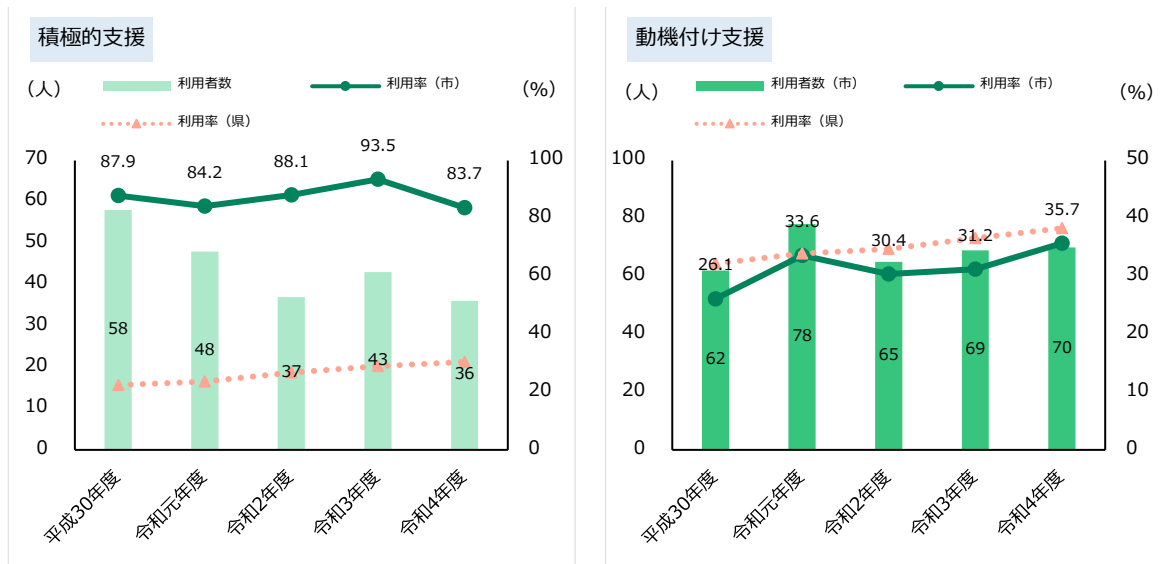
【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導利用率・実施率（＝終了率）

令和4年度の特定保健指導の利用率は、積極的支援では36人（83.7%）で、その割合は県と比較して高い（図表3-4-4-2）。動機付け支援では70人（35.7%）で、その割合は県と比較してやや低い。

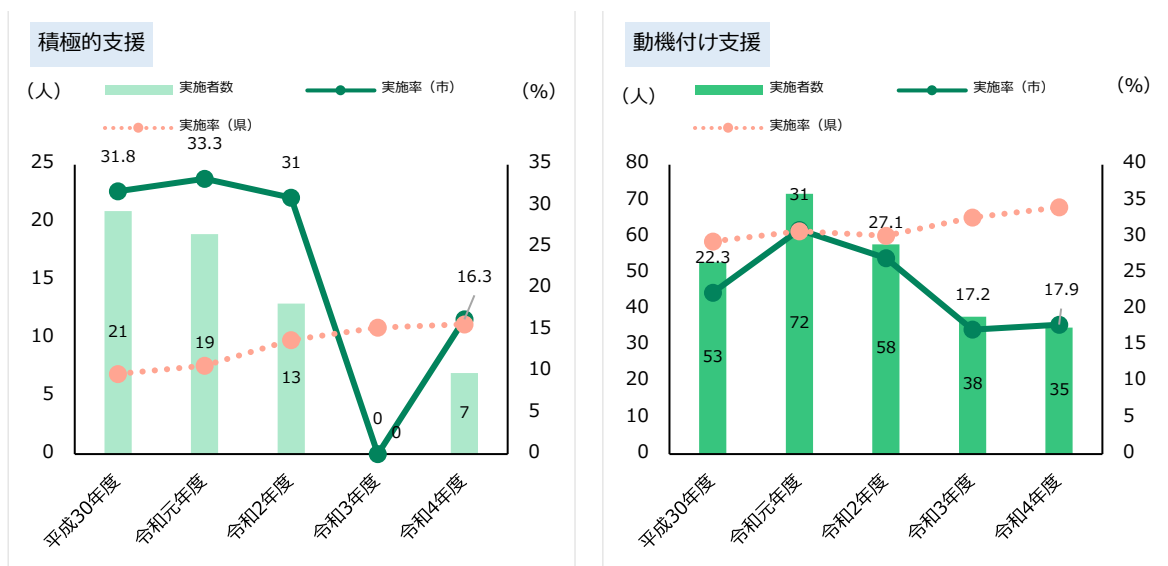
また、特定保健指導の実施率は、積極的支援では7人（16.3%）で、その割合は県と比較してやや高い（図表3-4-4-3）。

図表3-4-4-2：特定保健指導利用者数・利用率（経年変化・他保険者との比較）



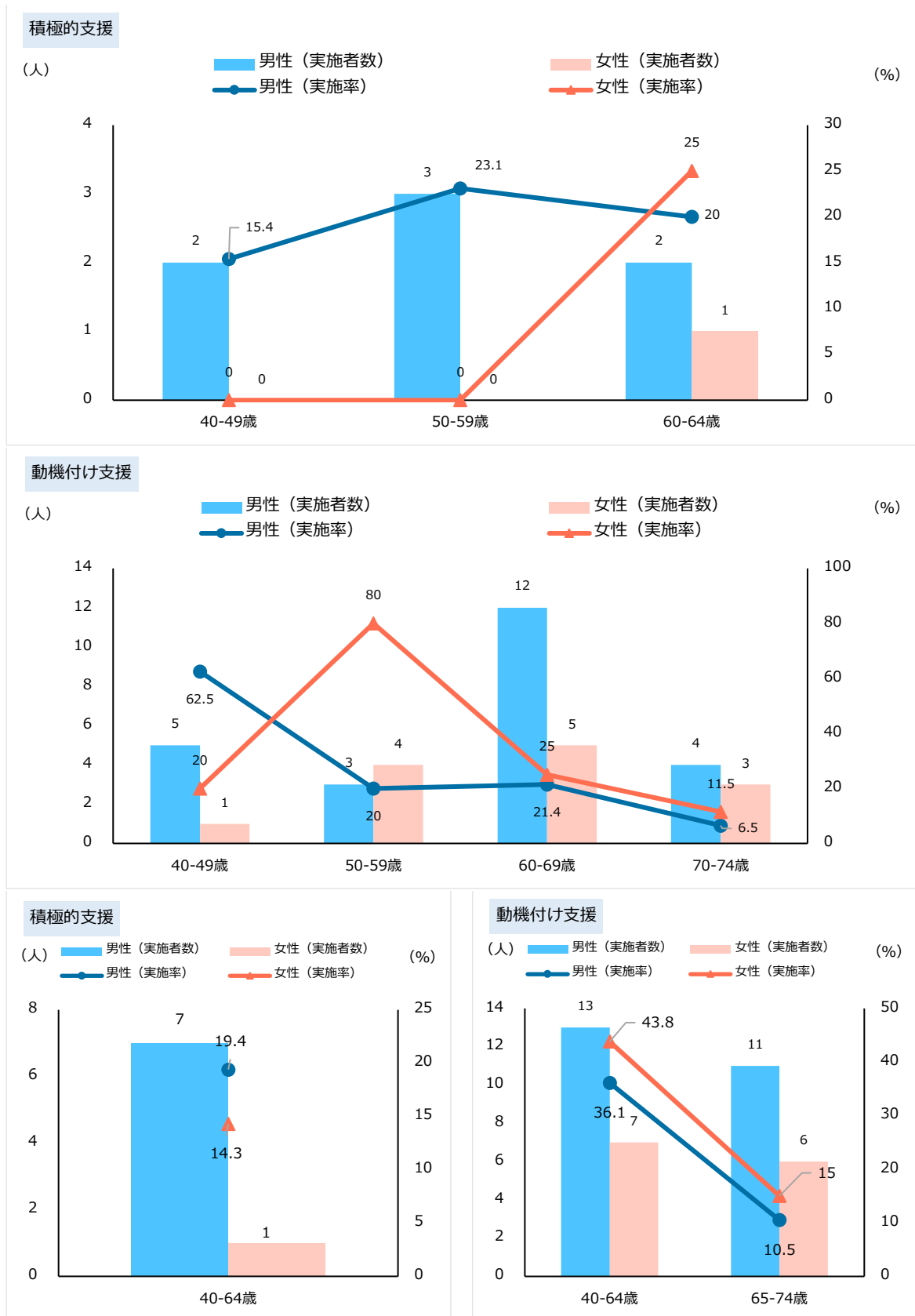
【出典】 TKCA015 平成30年度から令和4年度

図表3-4-4-3：特定保健指導実施者数・実施率（経年変化・他保険者との比較）



【出典】 TKCA015 平成30年度から令和4年度

図表3-4-4-4：令和4年度特定保健指導実施者数・実施率（男女別・年代別）



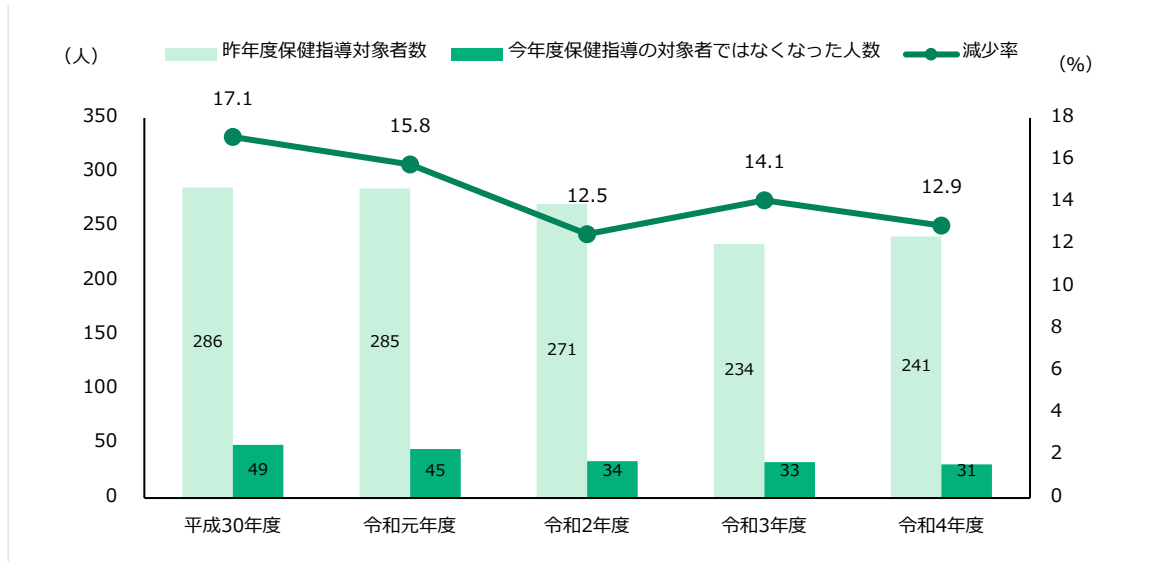
【出典】 KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和4年度 累計

③ 特定保健指導対象者の減少人数、割合

特定保健指導において、令和3年度では特定保健指導対象者であった241人のうち、令和4年度の特保健指導対象者ではなくなった人は31人（12.9%）である（図表3-4-4-5）。

また、平成30年度と比較して、前年度では特定保健指導対象者であった人が翌年度の特保健指導対象者でなくなった人の割合は減少している。

図表3-4-4-5：特定保健指導対象者の減少人数、割合



	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率
昨年度の特保健指導対象者	286	-	285	-	271	-	234	-	241	-
うち、今年度の特保健指導対象者ではなくなった者	49	17.1%	45	15.8%	34	12.5%	33	14.1%	31	12.9%

男性	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率
昨年度の特保健指導対象者	198	-	208	-	190	-	158	-	178	-
うち、今年度の特保健指導対象者ではなくなった者	32	16.2%	34	16.3%	18	9.5%	22	13.9%	23	12.9%

女性	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率	人数	減少率
昨年度の特保健指導対象者	88	-	77	-	81	-	76	-	63	-
うち、今年度の特保健指導対象者ではなくなった者	17	19.3%	11	14.3%	16	19.8%	11	14.5%	8	12.7%

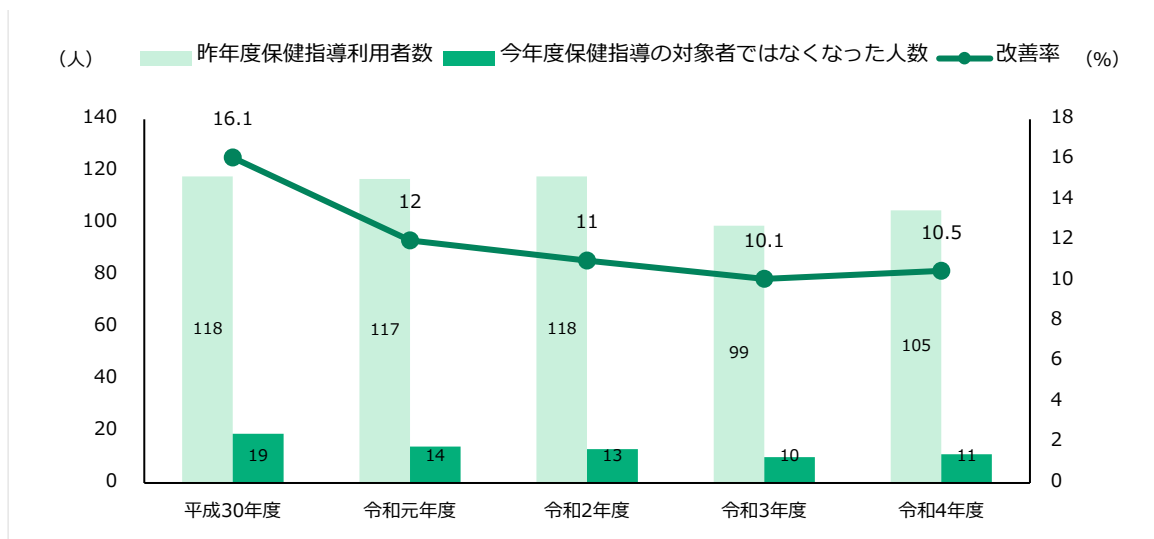
【出典】TKCA014 平成30年度から令和4年度

④ 特定保健指導による改善人数、割合

特定保健指導において、令和3年度では特定保健指導利用者であった105人のうち、令和4年度の特定保健指導対象者ではなくなった人は11人（10.5%）である（図表3-4-4-6）。

また、平成30年度と比較して、前年度では特定保健指導利用者であった人が翌年度の特定保健指導対象者でなくなった人の割合は減少している。

図表3-4-4-6：特定保健指導による改善人数、割合



	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率

昨年度の特定保健指導利用者	118	-	117	-	118	-	99	-	105	-
うち、今年度の特定保健指導対象者ではなくなった者	19	16.1%	14	12.0%	13	11.0%	10	10.1%	11	10.5%

男性	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率

昨年度の特定保健指導利用者	88	-	92	-	91	-	72	-	80	-
うち、今年度の特定保健指導対象者ではなくなった者	13	14.8%	13	14.1%	6	6.6%	8	11.1%	9	11.3%

女性	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率	人数	改善率

昨年度の特定保健指導利用者	30	-	25	-	27	-	27	-	25	-
うち、今年度の特定保健指導対象者ではなくなった者	6	20.0%	1	4.0%	7	25.9%	2	7.4%	2	8.0%

【出典】TKCA014 平成30年度から令和4年度

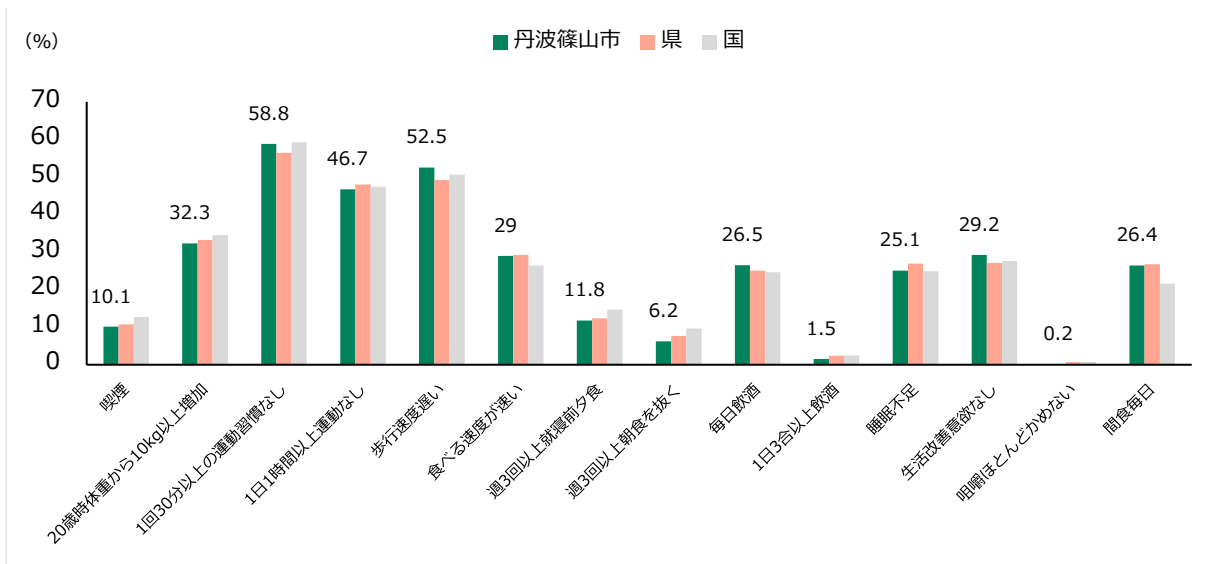
5 生活習慣の状況

(1) 健診質問票結果とその比較

令和4年度の特定健診受診者の質問票の回答状況は、県・国と比較して「歩行速度遅い」「毎日飲酒」「生活改善意欲なし」の回答割合が高い（図表3-5-1-1）。

また、平成30年度と比較して「20歳時体重から10kg以上増加」「歩行速度遅い」「週3回以上朝食を抜く」「生活改善意欲なし」と回答する割合が増加している（図表3-5-1-2）。

図表3-5-1-1：質問票調査結果とその比較



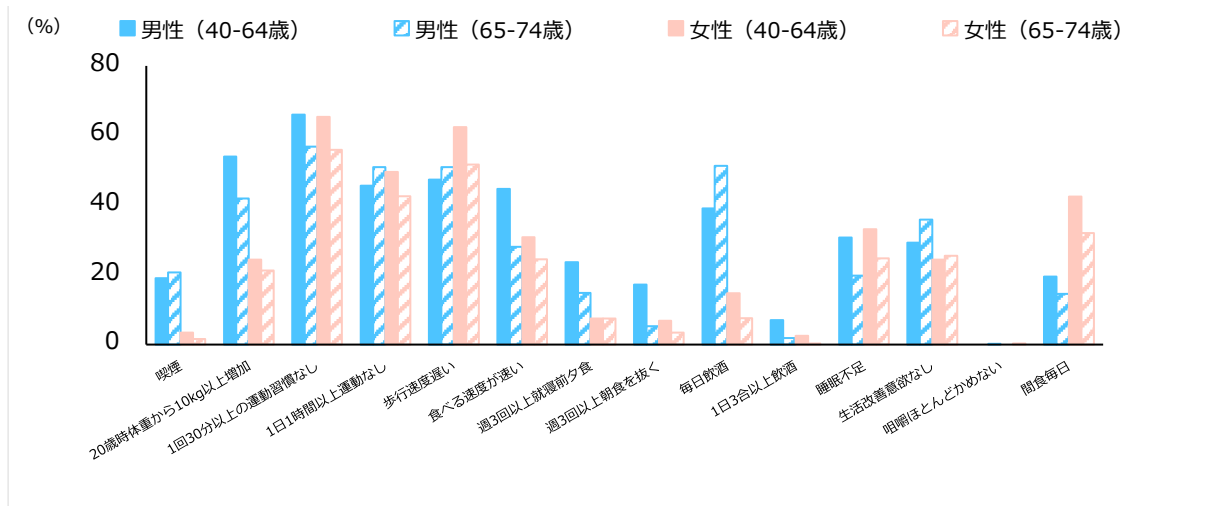
【出典】 KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

図表3-5-1-2：

年度	地域	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
平成30年度	丹波篠山市	12.6%	30.7%	63.1%	47.3%	51.3%	31.2%	13.2%	4.8%	27.6%	1.7%	25.6%	29.1%	0.3%	26.7%
	県	10.7%	33.2%	56.4%	48.0%	49.2%	29.2%	12.4%	7.7%	25.1%	2.4%	26.9%	27.1%	0.7%	26.8%
令和4年度	丹波篠山市	10.1%	32.3%	58.8%	46.7%	52.5%	29.0%	11.8%	6.2%	26.5%	1.5%	25.1%	29.2%	0.2%	26.4%
	国	12.7%	34.5%	59.2%	47.4%	50.6%	26.4%	14.7%	9.6%	24.6%	2.5%	24.9%	27.6%	0.8%	21.6%

【出典】 KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

図表3-5-1-3 :



【出典】 KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

図表3-5-1-4 :

性別	年代	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
男性	40-64歳	19.1%	54.0%	66.0%	45.6%	47.4%	44.7%	23.7%	17.2%	39.1%	7.0%	30.7%	29.3%	0.0%	19.5%
	65-74歳	20.7%	41.9%	56.8%	50.9%	50.9%	28.1%	14.8%	5.3%	51.3%	1.9%	19.8%	35.9%	0.2%	14.6%
女性	40-64歳	3.4%	24.4%	65.4%	49.6%	62.4%	30.8%	7.5%	6.8%	14.7%	2.5%	33.1%	24.4%	0.0%	42.5%
	65-74歳	1.6%	21.3%	55.9%	42.6%	51.7%	24.5%	7.5%	3.4%	7.6%	0.3%	24.8%	25.5%	0.3%	32.0%

【出典】 KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

図表3-5-1-5 :

性別	年代	喫煙	20歳時体重から10kg以上増加	1回30分以上の運動習慣なし	1日1時間以上運動なし	歩行速度遅い	食べる速度が遅い	週3回以上就寝前夕食	週3回以上朝食を抜く	毎日飲酒	1日3合以上飲酒	睡眠不足	生活改善意欲なし	咀嚼ほとんどかめない	間食毎日
男性	40-49歳	21.4%	57.1%	67.9%	44.6%	50.0%	41.1%	19.6%	23.2%	33.9%	5.3%	28.6%	23.2%	0.0%	25.0%
	50-59歳	16.9%	54.2%	69.9%	45.8%	49.4%	47.0%	26.5%	16.9%	37.3%	15.2%	28.9%	27.7%	0.0%	16.9%
	60-69歳	20.5%	46.2%	60.1%	51.8%	50.5%	34.8%	17.6%	7.7%	45.8%	0.9%	25.1%	36.4%	0.4%	16.5%
	70-74歳	20.6%	40.7%	55.2%	49.2%	49.6%	26.6%	14.6%	5.2%	53.9%	2.3%	18.9%	35.4%	0.0%	14.1%
	合計	20.2%	45.2%	59.3%	49.4%	49.9%	32.5%	17.2%	8.5%	48.0%	2.6%	22.8%	34.1%	0.1%	16.0%
女性	40-49歳	9.4%	22.6%	81.1%	64.2%	81.1%	32.1%	11.3%	15.1%	9.4%	0.0%	32.1%	26.4%	0.0%	41.5%
	50-59歳	2.6%	36.4%	63.6%	40.3%	57.1%	35.1%	13.0%	5.2%	15.6%	0.0%	40.3%	15.6%	0.0%	45.5%
	60-69歳	2.2%	20.5%	59.0%	44.8%	55.2%	24.5%	6.3%	4.3%	13.0%	1.3%	27.1%	26.3%	0.3%	34.5%
	70-74歳	1.1%	21.2%	54.6%	42.8%	50.5%	25.5%	7.2%	3.0%	5.5%	0.0%	24.3%	25.8%	0.2%	32.5%
	合計	2.1%	22.1%	58.4%	44.5%	54.5%	26.2%	7.5%	4.3%	9.5%	0.5%	27.0%	25.2%	0.2%	34.8%

【出典】 KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度

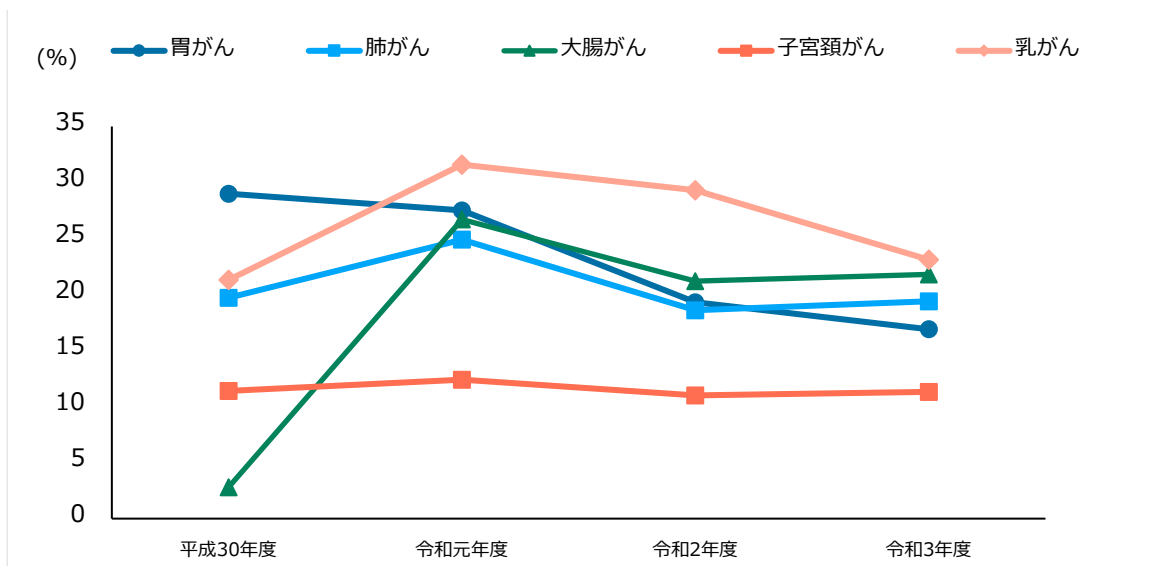
6 がん検診の状況

国保被保険者における下表の5つのがん検診の平均受診率は、令和3年度では18.5%であり、平成30年度と比較して増加している（図表3-6-1-1）。

また、平均受診率は、県と比較して高い（図表3-6-1-2）。

図表3-6-1-1：

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
平成30年度	29.0%	19.7%	2.8%	11.4%	21.3%	16.8%
令和元年度	27.5%	24.9%	26.7%	12.4%	31.6%	24.6%
令和2年度	19.3%	18.6%	21.2%	11.0%	29.3%	19.9%
令和3年度	16.9%	19.4%	21.8%	11.3%	23.1%	18.5%



【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 平成30年度から令和3年度

図表3-6-1-2：

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
丹波篠山市	16.9%	19.4%	21.8%	11.3%	23.1%	18.5%
県	7.5%	12.5%	12.7%	11.0%	13.6%	11.5%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

7 介護の状況（一体的実施の状況）

(1) 要介護（要支援）認定者人数・割合

令和4年度の要介護または要支援の認定を受けた人において、第1号被保険者（65歳以上）は2,731人、認定率19.3%で、県と比較して低い（図表3-7-1-1）。第2号被保険者（40～64歳）は42人、認定率0.3%で、県・国と比較して低い。

また、1号及び2号の要介護（要支援）認定率は、平成30年度と比較して増加している。

図表3-7-1-1：



【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

(2) 新規認定者数介護度

令和4年度の要介護または要支援の新規の認定を受けた人数・割合は、5,901人（0.3%）で、県・国と比較して同程度である（図表3-7-2-1）。平成30年度と比較すると、その割合は横ばいである。

図表3-7-2-1：要介護認定者の新規認定者数（経年変化、他保険者との比較）

新規認定者	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
丹波篠山市	49	0.3%	24	0.3%	41	0.3%	39	0.3%	48	0.3%
県	4,888	0.4%	4,816	0.3%	5,193	0.3%	5,468	0.3%	5,901	0.3%
国	95,344	0.3%	113,806	0.3%	103,616	0.3%	104,278	0.3%	110,289	0.3%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度から令和4年度 累計

(3) 介護保険サービス利用者人数

令和4年度の認定者一人当たりの介護給付費は、第1号被保険者では約153万2,000円で県・国と比較すると多く、第2号被保険者では約113万1,000円で県・国と比較すると少ない（図表3-7-3-1）。

また、令和4年度の認定者一人当たりの介護給付費は、平成30年度と比較して第1号被保険者では増加しており、第2号被保険者では減少している。

図表3-7-3-1：

	平成30年度				令和4年度					
	認定者数 (人)	総給付件数 (件)	総給付費 (百万円)	認定者 一人当たり給 付費 (千円)	認定者数 (人)	総給付件数 (件)	総給付費 (百万円)	認定者 一人当たり 給付費 (千円)	県 一人当たり 給付費 (千円)	国 一人当たり 給付費 (千円)
1号	2,659	62,471	3,826	1,439	2,731	64,132	4,183	1,532	1,338	1,468
2号	45	1,116	52	1,157	42	1,022	47	1,131	1,205	1,318

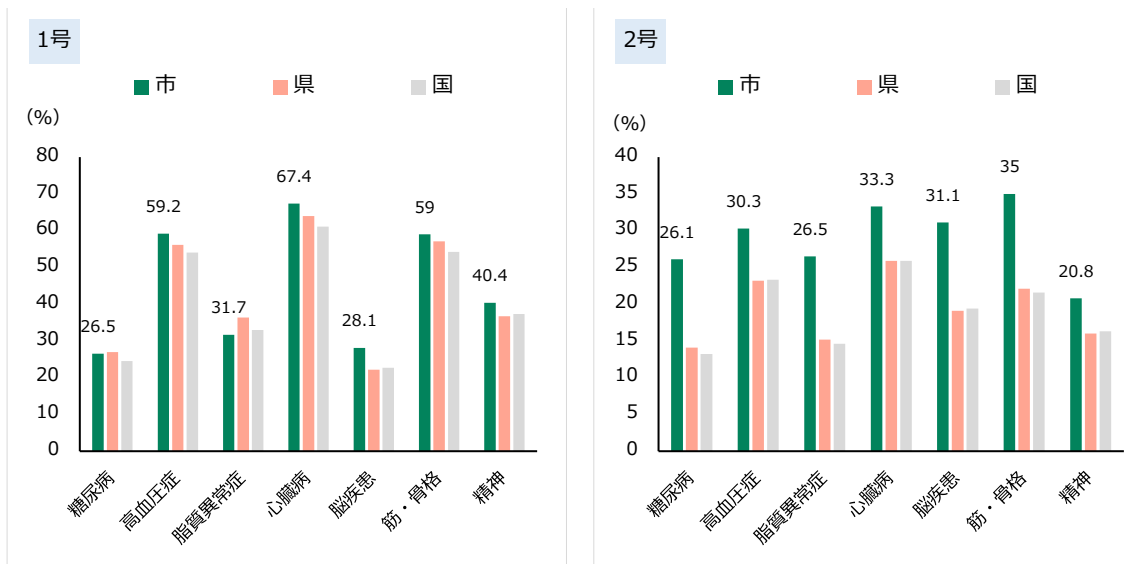
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30年度・令和4年度 累計
KDB帳票 S25_004-医療・介護の突合（経年変化） 令和4年度

(4) 要介護（要支援）認定者有病率

要介護または要支援の認定者の有病率において、第1号被保険者では「心臓病」が67.4%と最も高く、次いで「高血圧症」（59.2%）、「筋・骨格」（59.0%）である（図表3-7-4-1）。第2号被保険者では「筋・骨格」が35.0%と最も高く、次いで「心臓病」（33.3%）、「脳疾患」（31.1%）である。

また、平成30年度と比較して第1号被保険者では「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」の有病率が増加しており、第2号被保険者では「精神」以外の有病率が増加している。

図表3-7-4-1：



	平成30年度	令和4年度	変化
糖尿病	24.2%	26.5%	↗
高血圧症	58.7%	59.2%	↗
脂質異常症	28.2%	31.7%	↗
心臓病	68.3%	67.4%	↘
脳疾患	32.4%	28.1%	↘
筋・骨格	59.4%	59.0%	↘
精神	41.0%	40.4%	↘

	平成30年度	令和4年度	変化
糖尿病	17.9%	26.1%	↗
高血圧症	25.1%	30.3%	↗
脂質異常症	18.5%	26.5%	↗
心臓病	29.8%	33.3%	↗
脳疾患	23.6%	31.1%	↗
筋・骨格	34.0%	35.0%	↗
精神	21.1%	20.8%	↘

【出典】 KDB帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況） 平成30年度・令和4年度

(5) 要介護(要支援)認定者の年代別有病率

要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合は、前期高齢者である65-74歳では「心臓病」が最も高く、次いで「筋・骨格関連疾患」「高血圧症」で、75歳以上でも「心臓病」が最も高く、次いで「高血圧症」「筋・骨格関連疾患」である（図表3-7-1-5）。

65-74歳の「心臓病」の割合は、県・国と比較して高く、75歳以上の「心臓病」の割合も県・国と比較して高い。

図表3-7-5-1：介護認定者有病率

受診者区分	丹波篠山市			国			県		
	2号	1号		2号	1号		2号	1号	
年齢	40-64歳	65-74歳	75歳以上	40-64歳	65-74歳	75歳以上	40-64歳	65-74歳	75歳以上
糖尿病	26.1%	28.0%	26.3%	13.2%	21.6%	24.9%	14.1%	23.1%	27.5%
高血圧症	30.3%	42.2%	60.9%	23.3%	35.3%	56.3%	23.2%	36.3%	58.5%
脂質異常症	26.5%	34.0%	31.5%	14.6%	24.2%	34.1%	15.2%	25.9%	37.7%
心臓病	33.3%	50.0%	69.2%	25.9%	40.1%	63.6%	25.9%	41.7%	66.7%
脳血管疾患	31.1%	25.1%	28.4%	19.4%	19.7%	23.1%	19.1%	18.4%	22.7%
筋・骨格 関連疾患	35.0%	44.3%	60.5%	21.6%	35.9%	56.4%	22.1%	37.7%	59.4%
精神疾患	20.8%	31.9%	41.3%	16.3%	25.5%	38.7%	16.0%	25.0%	38.1%

【出典】KDB帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況） 令和4年度

8 その他の状況

(1) 頻回重複受診者の状況

① 多受診状況 医療機関数×受診日数（/月）

令和4年度における多受診の該当者は5人である（図表3-8-1-1）。

※多受診該当者：同一月内において、3医療機関以上かつ15日以上外来受診している方

図表3-8-1-1：

受診医療機関数（同一月内）	同一医療機関への受診日数				
	1日以上	5日以上	10日以上	15日以上	20日以上
2医療機関以上	2,208	127	37	11	3
3医療機関以上	646	62	18	5	0
4医療機関以上	158	24	9	3	0
5医療機関以上	40	5	2	0	0

【出典】KDB帳票 S27_012-重複・頻回受診の状況 令和4年度

② 重複服薬状況 医療機関数×薬剤数（/月）

令和4年度における重複処方該当者は69人である（図表3-8-1-2）。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬剤数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬剤数が2以上に該当する者

図表3-8-1-2：

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）	複数の医療機関から重複処方が発生した薬剤分類数（同一月内）									
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
2医療機関以上	214	56	18	6	4	1	0	0	0	0
3医療機関以上	13	9	6	3	1	0	0	0	0	0
4医療機関以上	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0
5医療機関以上	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和4年度

③ 多剤服薬状況 処方日数×薬剤数（/月）

令和4年における多剤処方該当者数は、20人である（図表3-8-1-3）。

※多剤処方該当者：同一薬剤に関する処方日数が1日以上かつ処方薬効数（同一月内）が15以上に該当する者

図表3-8-1-3：

	処方薬効数（同一月内）											
	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
1日以上	4,373	3,525	2,697	1,947	1,358	914	618	421	274	170	20	4
15日以上	3,726	3,179	2,477	1,864	1,319	896	609	417	274	170	20	4
30日以上	2,574	2,263	1,836	1,447	1,065	755	533	373	250	156	20	4
60日以上	1,201	1,087	913	744	573	426	307	213	152	105	17	3
90日以上	540	493	424	356	277	208	153	106	71	51	9	2
120日以上	238	220	194	169	132	94	71	49	32	22	4	1
150日以上	133	119	104	92	69	48	35	25	14	8	1	0
180日以上	70	62	55	50	38	29	22	17	9	5	1	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和4年度

(2) ジェネリック普及状況

① ジェネリック医薬品普及率

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は77.4%で、県の79.2%と比較して1.8ポイント低い（図表3-8-2-1）。

図表3-8-2-1：ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)

	平成30年 9月	平成31年 3月	令和元年 9月	令和2年 3月	令和2年 9月	令和3年 3月	令和3年 9月	令和4年 3月	令和4年 9月
丹波篠山市	70.3%	73.8%	73.6%	75.6%	76.5%	77.5%	76.5%	77.6%	77.4%
県	72.7%	74.6%	74.7%	77.2%	77.9%	78.8%	78.6%	78.7%	79.2%

【出典】保険者別の後発医薬品の使用割合 平成30年度から令和4年度

第4章 現状のまとめ 健康課題の明確化

1 健康課題の整理

(1) 第3期データヘルス計画で取り組むべき課題

第2期データヘルス計画を踏まえ、現状分析の結果見えてきた課題を示します。いずれの課題もデータヘルス計画全体の目的である健康増進と保険者として努めるべき医療費適正化に必要な課題です。

課題	現状分析からの示唆
健康に無関心な人が多い	自身の健康に関心を持つことで、健康であり続けるために生活習慣の改善や健診・医療受診など必要に応じて主体的に行動することができます。 特定健診受診者のうち生活習慣の改善に無関心な人(改善の意欲なし)は29.2%であり、H30年の29.1%から増加傾向にあり、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題です。
生活習慣病のリスク未把握者が多い	特定健診受診率を高めることで、メタボリックシンドローム該当者や糖尿病・高血圧症の疑いのある対象者を把握し、保健指導や医療などの予防のために必要な支援を提供できます。第2期ではコロナ禍の影響もあり特定健診受診率はH30年度の35.4%からR4年度の31.1%へと減少しており、目標値である60%に到達しておらず、第3期も引き続き特定健診受診率が低いことが健康課題となっています。
メタボ該当・予備群割合が大きい	肥満や高血圧・高血糖・脂質異常などに複数該当する状態をメタボリックシンドロームと呼び、脳血管障害・心疾患・腎不全など重篤な疾患の発症の危険性が高まります。生活習慣の改善や保健指導・医療の受診が必要な場合があります。 メタボリックシンドロームの該当者は21.4%、予備群は13.1%であり、H30年と比較すると、メタボ該当者及び予備群該当者の割合は増加しており、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題です。
受診勧奨判定値を超える者が多い	高血圧・高血糖・脂質異常などの異常値は、脳血管障害・心疾患・腎不全など重篤な疾患の発症に繋がります。特に受診勧奨判定値を超える場合は適切な医療機関受診が必要です。 高血圧・高血糖・脂質異常で受診勧奨判定値を超える者は1157人(59.5%)で、高血糖に関してはそのうち46人が受診を確認できない医療機関未受診者となっています。特に、糖尿病が重症化するリスクの高いHbA1c8.0以上の該当者は2人であり、H30年の13人から減少していますが、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題です。
歯に問題のある人が多い	う蝕(むし歯)、歯周病、歯の喪失やそれ以外の歯・口腔に関わる疾患等により咀嚼機能や口腔機能が低下すると、生活習慣病のリスクが高まります。 咀嚼に問題のある人(食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。という質問に「ほとんどかめない」と答えた人)は0.2%であり、H30年の0.3%から改善傾向にありますが、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題です。
後発医薬品の普及促進	後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等ながら安価であるため、後発医薬品の普及は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。後発医薬品の普及率(数量ベース)はH30年度の77.0%からR3年度の77.4%へと増加しているものの、目標値である80%以上に到達しておらず、引き続き第3期の課題として取り組みを続けます。
不適切服薬者・受診者が多い	不適切受診・服薬(重複受診、頻回受診、重複服薬、多剤投与、併用禁忌等)は、医療費適正化の観点だけでなく、薬の副作用を予防する点からも重要です。 重複頻回受診該当者は5人、重複処方該当者は10人、多剤処方該当者85人であり、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題です。

(2) 第3期データヘルス計画で取り組むべき課題（目的）ごとに対応する個別保健事業

課題（個別目的）		対応する個別保健事業
脳・心・腎臓病予防	健康に無関心な人が多い （健康に無関心な人を減らす）	・健診受診者への健康づくり講演会
	生活習慣病のリスク未把握者が多い （生活習慣病のリスク未把握者を減らす）	・特定健康診査 ・特定健康診査未受診者対策事業
	メタボ該当・予備群割合が多い （メタボ該当・予備群割合を減らす）	・特定保健指導 ・特定保健指導未利用者勧奨事業
	受診勧奨値を超える人が多い （受診勧奨値を超える人を減らす）	・健康診査異常者放置者受診勧奨事業 ・糖尿病性腎症重症化予防事業(未治療者) ・糖尿病性腎症重症化予防事業(中断者) ・糖尿病性腎症重症化予防事業(治療中者) ・糖尿病重症化予防事業(未治療者)
口腔疾患予防	歯に問題がある人が多い （歯に問題がある人を減らす）	・歯周病検診未受診者対策事業
医療費適正化	後発医薬品の普及割合が低い （後発医薬品の普及割合を上げる）	・ジェネリック医薬品差額通知事業
	不適切受診・服薬者が多い （不適切受診・服薬者を減らす）	・受診行動適正化指導事業

(3) 課題ごとの目標設定

課題（個別目的）		目標	
		指標	R11目標値 （現状値）
脳・心・腎臓病予防	（主体的な健康づくり） 健康に無関心な人が多い /健康に無関心な人を減らす	健康に無関心な人の割合	25%（29.2%）
脳・心・腎臓病予防	生活習慣病のリスク未把握者が多い （特定健診未受診者が多い） /生活習慣病のリスク未把握者を減らす	特定健診未受診者の割合	60%（68.9%）
脳・心・腎臓病予防	メタボ該当・予備群が多い /メタボ該当者及び予備軍を減らす	メタボリックシンドローム の該当者及び予備軍の割合	該当者20%以下 （20.8%） 予備軍10%（13.3%）
脳・心・腎臓病予防	受診勧奨値を超える人が多い（血糖・血圧・脂質） /受診勧奨値を超える人を減らす	受診勧奨判定値	55%（59.5%）
口腔疾患予防	歯に問題のある人が多い /歯に問題がある人を減らす	「食事をかんで食べる時の 状態はどれにあてはまりますか」の問いに対して③ほ とんどかめないを選択した 者の割合	0.2%以下 （0.2%）
医療費適正化	後発医薬品の普及割合が低い /後発医薬品の普及割合を上げる	後発医薬品の普及割合	80%以上（78.3%）
医療費適正化	不適切受診・服薬者が多い /不適切受診・服薬者を減らす	重複服薬者数	減少

2 計画全体の整理

(1) 第3期データヘルス計画の大目的

大目的
国民健康保険被保険者の「健康増進（健康寿命の延伸）」と「医療費の適正化」を大目的としています。また、それらの目的の達成のため、大目的に紐づく個別目的を下記に設定しております。

(2) 個別目的と対応する個別保健事業

個別目的	指標	目標値 (現状値)	対応する個別保健事業
健康に無関心な人が多い (健康に無関心な人を減らす)	健康に無関心な人の割合	25% (29.2%)	・健診受診者への健康づくり講演会
生活習慣病のリスク未把握者が多い (生活習慣病のリスク未把握者を減らす)	特定健診未受診者の割合	60% (69.9%)	・特定健康診査 ・特定健康診査未受診者対策事業
メタボ該当・予備群割合が多い (メタボ該当・予備群割合を減らす)	メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合	該当者20%以下 (20.8%) 予備軍10% (13.3%)	・特定保健指導 ・特定保健指導未利用者勧奨事業
受診勧奨値を超える人が多い (受診勧奨値を超える人を減らす)	受診勧奨判定値	55% (59.5%)	・健康診査異常者放置者受診勧奨事業 ・糖尿病性腎症重症化予防事業(未治療者) ・糖尿病性腎症重症化予防事業(中断者) ・糖尿病性腎症重症化予防事業(治療中者) ・糖尿病重症化予防事業(未治療者)
歯に問題がある人が多い (歯に問題がある人を減らす)	「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」の問いに対して、③ほとんどかめないを選択した者の割合	0.2%以下 (0.2%)	・歯周病検診未受診者対策事業
後発医薬品の普及割合が低い (後発医薬品の普及割合を上げる)	後発医薬品の普及割合	80%以上 (78.3%)	・ジェネリック医薬品差額通知事業
不適切受診・服薬者が多い (不適切受診・服薬者を減らす)	重複服薬者数	減少	・受診行動適正化指導事業

第5章 保健事業の内容

1 個別保健事業計画 目標設定

(1) 特定健康診査及び特定健康診査未受診者対策事業

① 事業概要

事業名	特定健康診査及び特定健康診査未受診者対策事業
事業開始年度	平成20年度～
目的	本事業は、メタボリックシンドロームの発見を中心とした健康診査を実施することにより、生活習慣病の早期発見及び疾患の重症化を予防することを目的とする。 また、特定基本健診の未受診者に対し、積極的な受診勧奨の実施や、健診受診者へのインセンティブの実施により受診率の向上を目指す。
事業内容	<p>【特定健康診査】</p> <p>本市では特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号令和5年3月31日改正）に基づき、特定健康診査を実施している。</p> <p>実施形態・時期等詳細については、第9章「第4期特定健康診査等実施計画」参照</p> <p>40～64歳：5～2月に実施の集団健診(センター健診)及び3月の未受診者健診を実施</p> <p>65～74歳：5～3月に市内指定医療機関での個別健診及び3月の未受診者健診を実施</p> <p>【特定健康診査未受診者対策事業】</p> <p>①特定健診未受診受診勧奨(ハガキ)</p> <p>②特定健診受診勧奨(文書)</p> <p>・保険料納付書送付時、保険証の切り替え時に健診の案内を国保の全世帯に送付。</p> <p>③受診勧奨(ハガキ)と電話勧奨</p>
対象者	<p>【特定健康診査未受診者対策事業】</p> <p>①40～64歳国保の方のうち、誕生月までに健診を未受診または未申し込みの方。 65～74歳国保の方のうち、年度後半にその時点で未受診の方。</p> <p>②国保の全世帯</p> <p>③過去3年間連続未受診者および不定期受診者</p>

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	100%
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	年2回以上
アウトプット	受診勧奨実施率	100%	100%	100%
アウトカム	特定健診受診率	31.1%	60%	60%
	リスク保有者の減少 (習慣的に喫煙している人の割合)	10.1%	10%	10%

(2) 特定保健指導及び特定保健指導未利用者勧奨事業

① 事業概要

事業名	特定保健指導及び特定保健指導未利用者勧奨事業
事業開始年度	H20～
目的	<p>本事業は、特定健康診査より把握されたメタボリックシンドローム該当者及び予備軍に対し、保健師や栄養士等による個別の保健指導を実施することにより、生活習慣病改善及び重症化を予防することを目的とする。</p> <p>また、特定保健指導未利用者に対して、電話等による利用勧奨の実施することで、特定保健指導利用率の向上を目指す。</p>
事業内容	<p>【特定保健指導】</p> <p>本市では特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号令和5年3月31日改正）に基づき、特定保健指導を実施している。</p> <p>実施形態・時期等詳細については、第9章「第4期特定健康診査等実施計画」参照</p> <p>①集団健診 健診当日の腹囲の値で対象者を振り分け、保健師または管理栄養士による初回面談を実施。その際に健診結果により特定保健指導の対象と判定された場合は専門職による支援があることを説明しておく。健診結果にて対象確定後は、面談や電話等による支援を実施。</p> <p>②個別健診 結果発送後、対象者に面談や電話等による支援を実施。</p> <p>【特定保健指導未利用者勧奨事業】</p> <p>①集団健診受診者で、健診当日、腹囲非該当で初回面談ができていないメタボ該当者（BMIで該当）に対し、文書による通知勧奨と電話勧奨を実施。</p> <p>②個別健診受診者には、保健指導の案内を健診受診から1か月後結果発送時に個別での健康相談日を案内実施。</p>
対象者	特定保健指導対象者

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	100%
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	年2回以上
アウトプット	利用勧奨実施率	100%	100%	100%
アウトカム	特定保健指導実施率	24.0%	45%	45%
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	10.5%	25%	25%

(3) 健康診査異常値放置者受診勧奨事業

① 事業概要

事業名	健康診査異常値放置者受診勧奨事業
事業開始年度	平成28年度～
目的	本事業は、前年度特定健康診査において異常値が確認できた者のうち、医療機関未受診の者に対して受診勧奨や保健指導を実施することで、生活習慣病の早期治療につなげ、生活習慣の改善や重症化を予防することを目的とする。
事業内容	前年度特定健康診査において異常値が確認できた者のうち、医療機関受診が確認できない者を対象に、受診勧奨を行う。必要に応じて保健指導を行う。 ①健診データと共に状況確認書を送付し現状を確認する。 ②返信内容及び返信がなかった者のうち、重症度によって優先度を付け、保健師及び診療所の看護師により電話受診勧奨を行う。 ③電話受診勧奨後、医療機関にて受診しているかどうかレセプトにより確認する。
対象者	D判定（糖尿病：HbA1c 7.0 以上、血圧：収縮期血圧160以上・拡張期血圧100以上の者）及びC判定のうち優先度の高い者

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	受診勧奨実施率	100%	100%	—
	保健指導実施率（実施者数/優先勧奨対象数）	90.5%	90%	—
アウトカム	医療機関受診率（受診者数/把握数）	41.8%	50%	—

(4) 糖尿病性腎症重症化予防（未治療者）

① 事業概要

事業名	糖尿病性腎症重症化予防事業(未治療者)
事業開始年度	平成30年度～
目的	糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い医療機関未受診者に対して、適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより、将来の糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析への移行を防ぐことを目的とする。また、上記対象者のうち歯科未受診者に対し、歯科受診勧奨を合わせて実施することで、口腔の状態を良好にし、糖尿病の重症化を防ぐことを目的とする。
事業内容	【未治療者】 対象者に対し、受診勧奨及び健康状態確認書を送付し、その後、家庭訪問等で状況を確認。「診療結果報告書」渡し、医療機関の受診をすすめる。その後「診療結果報告書」またレセプトにより受診状況を確認する。受診が確認できない場合は、電話等で再度受診勧奨を行う。 対象者のうち、過去1年間歯科受診のない者には無料の歯科検診クーポンを送付し、歯科の受診勧奨も行う。
対象者	前年度健診データよりa)かつb)またはc)のいずれかに該当する者で、レセプトデータにより受診が確認できない者 a)空腹時血糖 126mg/dl もしくは随時血糖 200mg/dl以上またはHbA1c 6.5 以上 b)尿蛋白(+)以上 c)eGFR値 60ml/分/1.73m ² 未満の者を抽出

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	関係機関の了解を得る等連携の構築・準備	100%	100%	100%
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	年2回以上
アウトプット	受診勧奨率(未治療者)	100%	100%	100%
アウトカム	医療機関受診率(未治療者)	50%	50%	50%
	HbA1c8.0以上の者の割合	1.0%	減少	減少

(5) 糖尿病性腎症重症化予防（中断者）

① 事業概要

事業名	糖尿病性腎症重症化予防事業(中断者)
事業開始年度	平成30年度～
目的	糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い治療中断者に対して、適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより、将来の糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析への移行を防ぐことを目的とする。また、上記対象者のうち歯科未受診者に対し、歯科受診勧奨を合わせて実施することで、口腔の状態を良好にし、糖尿病の重症化を防ぐことを目的とする。
事業内容	<p>【中断者】</p> <p>対象者に対し、受診勧奨及び健康状態確認書を送付し、その後、家庭訪問等で状況を確認。「診療結果報告書」渡し、医療機関の受診をすすめる。その後「診療結果報告書」またレセプトにより受診状況を確認する。受診が確認できない場合は、電話等で再度受診勧奨を行う。</p> <p>対象者のうち、過去1年間歯科受診のない者には無料の歯科検診クーポンを送付し、歯科の受診勧奨も行う。</p>
対象者	レセプトデータから過去に糖尿病服薬歴があり、最終の受診から6か月を経過しても糖尿病服薬記録がない者

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	関係機関の了解を得る等連携の構築・準備	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	受診勧奨率(中断者)	66.7%	100%	—
アウトカム	医療機関受診率(中断者)	66.7%	50%	—
	HbA1c8.0以上の者の割合	1.0%	減少	—

(6) 糖尿病性腎症重症化予防（治療中者）

① 事業概要

事業名	糖尿病性腎症重症化予防事業(治療中者)
事業開始年度	令和4年度～
目的	糖尿病を治療中であるが、腎機能低下が認められる者に対し、適切な保健指導を行うことにより、将来の糖尿病性腎症重症化を予防し、人工透析への移行を防ぐことを目的とする。また、上記対象者のうち歯科受診勧奨を合わせて実施することで、口腔の状態を良好にし、糖尿病の重症化を防ぐことを目的とする。
事業内容	<p>【治療中者】</p> <p>医療機関で糖尿病の治療をしている者で、健診結果データより腎機能低下が判明した者のうち、本人の希望及びかかりつけ医より保健指導等の指示がある者を対象とする。</p> <p>実施方法は、健診データより抽出された患者リストより、かかりつけ医が必要と認める者に対し本人へ通知し、希望があった場合、かかりつけ医の指示を受け、保健指導を実施。保健指導完了後は、かかりつけ医へその内容及び結果を報告する。</p>
対象者	医療機関で糖尿病の治療をしている者で、健診結果データより腎機能低下が判明した者のうち、本人の希望及びかかりつけ医より保健指導等の指示がある者。

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	関係機関の了解を得る等連携の構築・準備	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	保健指導実施率(治療者中者)	20%	50%	—
アウトカム	被指導者のHbA1cの改善	—	改善	—

(7) 糖尿病重症化予防

① 事業概要

事業名	糖尿病重症化予防事業(未治療者)
事業開始年度	R1～
目的	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者に対して、適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより、将来の糖尿病重症化を防ぐことを目的とする。また、上記対象者のうち歯科未受診者に対し、歯科受診勧奨を合わせて実施することで、口腔の状態を良好にし、糖尿病の重症化を防ぐことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果送付後おおむね1か月後に、対象者を抽出し、受診勧奨通知・診療結果報告書を個別通知する。更に通知から3ヵ月経過後に報告書の返信のない方へ健康確認書を再送付する。 ・ 医療機関より診療結果報告書の返信があり、健康課への保健指導の依頼があった方へは健康課から電話で個別相談を案内し、希望のあった方へ継続支援として、電話や面談により個別保健指導を実施。
対象者	当該年度の特健健診結果よりHbA1c6.5%以上に該当するもので問診・直近のレセプトデータより糖尿病服薬が確認できない者

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	関係機関の了解を得る等連携の構築・準備	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	受診勧奨率	100%	100%	—
アウトカム	医療機関受診率	53.8%	50%	—
	HbA1c8.0以上の者の割合	1.0%	減少	—

(8) 健診受診者への健康づくり講演会

① 事業概要

事業名	健診受診者への健康づくり講演会
事業開始年度	R3～
目的	特定健診受診者に結果内容を説明するとともに、生活習慣病の予防・改善に向けた講演会を実施することで健康意識を高め、今後の健診数値や生活習慣の改善と翌年度健診への継続受診を促すことを目的とする。
事業内容	健診受診者に対して健診結果説明会として、健康づくり講演会(食事面・健康面)を企画・実施。生活習慣改善のために講演内容を活用できるようにする。
対象者	国民健康保険被保険者で当該年度特定健診受診者

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	参加率（参加者数／計画された人数）	94.4%	80%	—
アウトカム	対象者の変化：生活改善への取組意向	78.8%	95%	—
	対象者の変化：継続受診意向	96.5%	95%	—

(9) 歯周病検診未受診者対策事業

① 事業概要

事業名	歯周病検診未受診者対策事業
事業開始年度	H30年度～
目的	市健康増進事業の一環としておこなっている歯周病節目検診対象者(30・40・50・60・70歳)の方で、未受診の方に対して、検診勧奨通知を送付することで、検診の受診率を向上させることを目的とする。
事業内容	節目歯周病検診は無料クーポンとして年度当初にがん検診のクーポンとともに対象へ送付。年度中旬に未受診者へハガキによる受診勧奨を実施。
対象者	歯周病節目検診対象者の30・40・50・60・70歳の方で未受診の方

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	関係機関の了解を得る等連携の構築・準備	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	受診勧奨実施率	100%	100%	—
アウトカム	歯周病検診受診率	18.5%	20%	—

(10) 受診行動適正化指導事業

① 事業概要

事業名	受診行動適正化指導事業
事業開始年度	平成20年度～
目的	レセプトから、医療機関への過度な受診が確認できる対象者、また重複して服薬している対象者を特定し、指導することで、重複・頻回受診者数、重複服薬者数の減少を目的とする。
事業内容	重複・頻回受診及び重複服薬者に対する訪問による保健指導の実施。
対象者	重複・頻回受診者数、重複服用していると思われる者をレセプトより抽出。

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	保健指導実施率	75.0%	100%	—
アウトカム	重複処方該当者数の減少(対被保険者1万人)	74人	減少	—

(11) ジェネリック医薬品差額通知事業

① 事業概要

事業名	ジェネリック医薬品差額通知事業
事業開始年度	H25年度～
目的	対象者への通知などでジェネリック医薬品の使用促進を行うことで、ジェネリック医薬品の普及率を向上させ、患者負担の軽減や医療保険財政の改善につなげることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> レセプトから、ジェネリック医薬品の使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定する。 1被保険者あたり差額300円以上の人に年3回ハガキによる差額通知を発送する(年間1000通程度を想定)。 対象者特定方法や効果検証方法、実施後の効果を考慮し、継続を検討する。
対象者	国民健康保険の被保険者

② 事業評価

評価指標		策定時実績 R4年度	市町目標	県目標
ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	—
プロセス	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	—
アウトプット	対象者への通知率	100%	100%	—
アウトカム	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)	78.3%	80%以上	—

第6章 計画の評価・見直し

1 評価の時期

(1) 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮して行う。目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

(2) 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し

① 評価の時期

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

② 評価方法・体制

計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム（成果）指標を中心とした評価指標による評価を行う。評価に当たっては、市町村国保における保健事業の評価を広域連合と連携して行うなど、必要に応じ他の保険者等との連携・協力体制を整備する。

第7章 計画の公表・周知

1 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るべきものとするのが重要であり、このため、国指針において、公表するものとされている。具体的には、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、都道府県、国保連、保健医療関係者経由で医療機関等に周知し、配布する。また、これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた概要版を策定し併せて公表する。

第8章 個人情報の取扱い

1 個人情報の取り扱い

計画の策定に当たっては、活用するデータの種類や活用方法が多岐にわたり、特にKDBシステムを活用する場合等には、健診結果やレセプトデータ情報を突合し加工した統計情報と、個別の個人情報とが存在する。

特に、健診データやレセプトに関する個人情報は、一般的には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に定める要配慮個人情報に該当するため、慎重に取扱う。丹波篠山市では、丹波篠山市個人情報保護条例及び丹波篠山市個人情報保護条例施行規則に基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

丹波篠山市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、丹波篠山市の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健康診査・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的・効果的な特定健康診査・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことであることに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健康診査・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表9-1-2-1のとおりである。

丹波篠山市においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表9-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	見直しの概要	
特定健康診査	基本的な健診の項目	・血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。IC Tを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として分母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

③ 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年)から令和11年度(2029年)までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離して目標達成が困難な状況にある（図表9-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表9-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標と実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			
				全体	特定健診対象者数		
					10万人以上	5千～ 10万人未満	5千人未満
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）

厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表9-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の該当者及び予備群の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表9-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度 目標値 全保険者共通	令和3年度 実績 全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）

厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

（注）平成20年度と令和3年度の該当者及び予備群推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

（注）推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

(2) 丹波篠山市の状況

① 特定健診受診率

特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60%としていたが、令和4年度時点で31.1%となっている（図表9-2-2-1）。この値は、県より低い。

前期計画中の推移をみると、平成30年度の特定健診受診率35.3%と比較すると4.2ポイント低下している。国や県の推移をみると、平成30年度と比較して令和3年度の特定健診受診率は低下している。

男女別及び年代別における平成30年度と令和4年度の特定健診受診率は、男性ではいずれの年齢階層でも向上しておらず、60-64歳で最も低下している。女性では55-59歳で最も低下している（図表9-2-2-2・図表9-2-2-3）。

図表9-2-2-1：第3期計画における特定健康診査の受診状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
丹波篠山市_目標値	40%	45%	50%	54%	58%	60%
丹波篠山市_実績値	35.3%	36.0%	30.8%	31.8%	31.1%	
特定健診受診率						
国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	-	
県	35.1%	34.1%	30.9%	33.0%	34.2%	
特定健診対象者数（人）	6,961	6,816	6,829	6,670	6,243	
特定健診受診者数（人）	2,461	2,460	2,101	2,122	1,942	

【出典】実績値：厚生労働省 2018年度から 2021年度特定健診・保健指導実施状況（保険者別）

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

図表9-2-2-2：年代別特定健診受診率の推移_男性

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
平成30年度	20.2%	20.8%	23.0%	27.5%	37.3%	34.4%	37.8%
令和1年度	24.1%	18.1%	25.7%	25.5%	36.4%	34.9%	38.2%
令和2年度	8.3%	13.3%	17.2%	18.4%	25.4%	32.2%	34.8%
令和3年度	15.3%	15.5%	20.6%	23.7%	28.2%	34.3%	34.9%
令和4年度	13.3%	18.9%	15.9%	23.2%	24.3%	33.4%	33.9%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

図表9-2-2-3：年代別特定健診受診率の推移_女性

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
平成30年度	27.3%	18.6%	22.8%	38.5%	40.2%	41.2%	38.6%
令和1年度	30.8%	24.5%	20.8%	40.6%	41.3%	40.9%	40.2%
令和2年度	13.2%	12.8%	17.5%	28.3%	28.3%	37.6%	39.4%
令和3年度	18.5%	21.3%	21.4%	27.2%	37.5%	36.1%	38.2%
令和4年度	18.8%	18.5%	19.5%	25.0%	33.7%	35.4%	38.2%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60%としていたが、令和4年度時点で17.6%となっている（図表9-2-2-4）。この値は、県より低い。前期計画中の推移をみると、平成30年度の実施率24.3%と比較すると6.7ポイント低下している。

支援区分別にみると、積極的支援では令和4年度は18.6%で、平成30年度の実施率34.8%と比較して16.2ポイント低下し、動機付け支援では令和4年度は18.8%で、平成30年度の実施率22.2%と比較して3.4ポイント低下している（図表9-2-2-5）。

図表9-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
丹波篠山市_目標値	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導 実施率						
丹波篠山市_実績値	24.3%	31.5%	27.7%	14.2%	17.6%	
国	28.9%	29.3%	27.9%	27.9%	-	
県	25.4%	26.6%	26.8%	28.9%	30.0%	
特定保健指導対象者数（人）	304	289	256	267	239	
特定保健指導実施者数（人）	74	91	71	38	42	

【出典】実績値：厚生労働省 2018年度から2021年度 特定健診・保健指導実施状況（保険者別）

図表9-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数の推移

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援					
実施率	34.8%	36.8%	31.0%	0.0%	18.6%
対象者数（人）	66	57	42	47	43
実施者数（人）	23	21	13	0	8
動機付け支援					
実施率	22.2%	29.3%	28.2%	16.2%	18.8%
対象者数（人）	239	232	213	222	197
実施者数（人）	53	68	60	36	37

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

※図表9-2-2-4と図表9-2-2-5における対象者数・実施者数のずれは法定報告値とKDB帳票の差によるもの

③ **メタボリックシンドロームの該当者及び予備群該当者数**

令和4年度におけるメタボ該当者数は375人で、特定健診受診者の20.8%であり、国・県より高い（図表9-2-2-6）。

前期計画中の推移をみると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表9-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者の推移

メタボ該当者	平成30年度		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合
丹波篠山市	483	19.6%	478	19.4%	458	21.7%	450	20.8%	375	20.8%
男性	346	31.1%	347	31.5%	324	34.5%	319	32.7%	265	33.2%
女性	137	10.2%	131	9.7%	134	11.5%	131	11.0%	110	11.0%
国	-	18.6%	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	17.4%	-	17.9%	-	19.4%	-	19.3%	-	19.0%
同規模	-	19.2%	-	19.7%	-	21.3%	-	21.2%	-	21.2%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 平成30年度から令和4年度 累計

令和4年度におけるメタボ予備群該当者数は239人で、特定健診受診者における該当割合は13.3%で、国・県より高い（図表9-2-2-7）。

前期計画中の推移をみると、メタボ予備群該当者数は減少しており、特定健診受診者における該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表9-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者の推移

メタボ予備群	平成30年度		令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合	該当者（人）	割合
丹波篠山市	292	11.9%	279	11.3%	239	11.3%	273	12.6%	239	13.3%
男性	211	18.9%	194	17.6%	180	19.2%	202	20.7%	176	22.1%
女性	81	6.0%	85	6.3%	59	5.1%	71	6.0%	63	6.3%
国	-	11.0%	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%
県	-	10.4%	-	10.4%	-	10.6%	-	10.6%	-	10.5%
同規模	-	11.0%	-	11.0%	-	11.1%	-	11.1%	-	10.9%

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

該当者	腹囲	以下の追加リスク2つ以上該当
予備群	85 cm（男性）	以下の追加リスク1つ該当
	90 cm（女性）以上	
追加リスク	血圧	収縮期血圧130mmHg以上または、拡張期血圧85mmHg以上
	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上または、HDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

3 計画目標

(1) 国の示す目標

第4期計画においては、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている（図表9-3-1-1）。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更はなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表9-3-1-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国 (令和11年度)	市町村国保 (令和11年度)
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）		25%以上減

(2) 丹波篠山市の目標

令和11年度までに特定健診受診率を40%、特定保健指導実施率を45%まで引き上げるように設定する（図表9-3-2-1）。

特定健診対象者及び特定保健指導実施者の見込み数については、図表9-3-2-2のとおりである。

図表9-3-2-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	34%	36%	37%	38%	39%	40%
特定保健指導実施率	40%	41%	42%	43%	44%	45%

図表9-3-2-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健診	対象者数（人）	6,421	6,305	6,190	6,075	5,959	5,843	
	受診者数（人）	2,183	2,270	2,290	2,309	2,324	2,337	
	合計	269	279	282	284	286	288	
特定 保健指導	対象者数（人）	積極的支援	48	50	51	51	51	52
		動機付け支援	221	229	231	233	235	236
	合計	107	115	118	122	125	129	
	実施者数（人）	積極的支援	19	21	21	22	22	23
		動機付け支援	88	94	97	100	103	106

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64歳、65-74歳の推計人口に令和4年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和4年度の特定保健指導該当者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数は、合計値に令和4年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

4 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健康診査

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は、丹波篠山市国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診、個別健診ともに5月から3月にかけて実施する。集団健診では、1つの会場で同日内にがん検診を受けられる機会を設けるほか、地区巡回健診を取り入れ、特定健診を受ける人の利便性を考慮する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表9-4-1-1の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表9-4-1-1：特定健康診査の健診項目

	項目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・ 診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自覚症状）・ 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）・ 血圧・ 血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール））・ 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））・ 血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖）・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・ 心電図検査・ 眼底検査・ 貧血検査・ 血清クレアチニン検査

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知方法

個別および集団への健診結果の通知については、受診日から概ね1か月後に郵送する。

⑥ 事業者健診等の健診データ収集方法

丹波篠山市国民健康保険被保険者が「労働安全衛生法」に基づく健康診断や人間ドックを受診した場合は、本人から健診結果データを提供してもらい、特定健診受診率に反映する。

また、定期的に医療機関で検査をしている者などが、特定健診と同等の検査項目を検査済の場合、本人同意のもと、医療機関からデータ提供を受け、特定健診受診率に反映する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した場合は、動機付け支援対象とする。

図表9-4-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク		対象年齢	
	(血糖、脂質、血圧)		40-64歳	65歳-
男性≥85cm 女性≥90cm	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI≥25kg/m ²	3つ該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし	動機付け支援	
	1つ該当	なし/あり		

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%以上
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	空腹時中性脂肪150mg/dL以上、随時中性脂肪175mg/dL以上、 またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 重点対象

対象者全員に特定保健指導を実施するが、効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、特に支援が必要な層及び効果が期待できる層に重点的に特定保健指導の利用勧奨を行う。

③ 実施期間・内容

特定保健指導は通年実施する。

積極的支援及び動機付け支援ともに初回面接では、医師、保健師または管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定する。

積極的支援は、原則年1回の初回面接後、6か月間、定期的に電話や訪問で継続支援を実施する。初回面接から3か月後に中間評価を実施し、6か月後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について最終評価を行う。中間評価時に、体重2kg及び腹囲2cm減少を達成した対象者については、その時点で支援を終了する。

動機付け支援は、原則年1回の初回面接後、3か月間後に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について実績評価を行う。

④ 実施体制

特定保健指導の委託に際しては、特定健診と同様に国の委託基準を満たす機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。利用者の利便性を考慮するとともに、保健指導の質を確保するなど適正な事業実施に努める。

また、特定保健指導実施機関が少ない地域や一部の対象者については、直営で指導を実施する。

5 受診率・実施率向上に向けた主な取組

(1) 特定健康診査

取組項目	取組内容
利便性の向上	休日健診の実施／自己負担額の軽減／がん検診・歯科検診との同時受診
関係機関との連携	薬局／かかりつけ医と連携した受診勧奨
健診データ収集	特定健診以外の検査データの活用
早期啓発	39歳向け受診勧奨
インセンティブの付与	健康グッズの進呈

※他自治体様における取組事例に記載のあるものを表内に入れております

(2) 特定保健指導

取組項目	取組内容
新たなツールを活用した利用勧奨	架電、メール等による利用勧奨
内容・質の向上	研修会の実施／効果的な期間の設定
業務の効率化	実施機関の負荷軽減
早期介入	健診会場での初回面接の実施
関係機関との連携	薬局、医療機関と連携した利用勧奨／地域の専門職のマンパワー活用
新たな保健指導方法の検討	遠隔面接、PHRの導入／経年データを活用した保健指導

6 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、丹波篠山市のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、丹波篠山市のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価及び見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和11年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を1年ごとに点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

第10章 参考資料

1 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	3	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	4	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	5	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	6	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。 一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができて血管が詰まり、血液が流れなくなって心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	7	空腹時血糖	血糖値は、血液に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと、食前食後で変動する。空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	8	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。 本集計では令和5年度6月時点で抽出されたKDB帳票を活用している。

行	No.	用語	解説
	9	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	10	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	11	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の1つで、75歳以上の人、そして65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	12	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	13	後発医薬品 (ジェネリック医薬品)	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	14	高齢化率	全人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	15	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	16	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として、広く用いられているもの。
	17	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。 最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	18	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	19	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。
	20	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能がおち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。
	21	診療報酬明細書 (レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求するとき使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。

行	No.	用語	解説
	22	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	23	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	24	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	25	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2つ該当した者に対して実施する特定保健指導。
	26	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	27	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続したことで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	28	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	29	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法等を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	30	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	31	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。

行	No.	用語	解説
	32	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	33	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	34	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重（やせ）の判定に用いられ、体重（kg）/身長（m ² ）で算出される。
	35	PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
	36	標準化死亡比（SMR）	基準死亡率（人口10万対の死亡者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	37	腹囲	へその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	38	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間。
	39	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	40	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA（HbA）にグルコース（血糖）が非酵素的に結合したもので、糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	41	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。
	42	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいただけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
や行	43	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。

丹波篠山市国民健康保険

第3期 データヘルス計画・第4期 特定健康診査等実施計画

発行 : 令和6年3月

編集 : 丹波篠山市

〒669-2397

兵庫県丹波篠山市北新町41

T E L : 079-552-1111 (代表)

